
第2期 あきた公共施設等総合管理計画 (素案)

令和7年11月
秋田県

目 次

第1章 はじめに	1
1 趣旨	1
2 人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する提言	2
3 第2期計画の基本方針	3
4 計画概要	4
(1) 対象施設	4
(2) 計画期間	4
(3) 位置付け	4
第2章 公共施設等の課題	6
1 人口の減少	6
2 公共施設等の老朽化	7
(1) 公共施設（インフラ施設を除く）	7
(2) インフラ施設	14
3 厳しい財政状況	17
(1) 財政の状況と中期見通し	17
(2) 公共施設等の更新（建替え）等に関する経費の見込み	20
(3) 公共施設等の長寿命化等に係る経費の見込み	21
4 技術職員数の確保	24
第3章 公共施設等の効果的かつ効率的なマネジメント	25
1 目標	25
2 全庁的な取組体制	26
3 P D C A サイクルの構築	27
4 公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方	28
(1) 施設の点検・診断等	28
(2) 維持管理等	28
(3) 新技術・デジタル技術等の活用	28
(4) 施設の安全確保	31
(5) 施設の耐震化	31
(6) 適正な規模や配置の見直し	31
(7) 市町村等との連携	36
(8) 公民連携手法の活用	38
(9) 施設のユニバーサルデザイン化	40
(10) 施設の脱炭素化	41
(11) 県民の理解醸成	42
(12) 遊休施設の利活用等	43

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針	44
1 公共施設（インフラ施設を除く）	45
2 インフラ施設	47
(1) 道路	47
(2) 河川・ダム	48
(3) 砂防	49
(4) 建設海岸	50
(5) 下水道	51
(6) 港湾	52
(7) 港湾海岸	53
(8) 空港	54
(9) 公園	55
(10) 農業水利施設	56
(11) 漁港	57
(12) 漁港海岸	58
(13) 森林整備施設	59
(14) 交通安全施設	60
(15) 電気事業施設	61
(16) 工業用水道事業施設	62
第5章 個別施設計画	63

第1章 はじめに

1 趣旨

県では、厳しい財政状況にある中で施設の老朽化が進行していることなどを踏まえ、県の財政見通しや社会情勢の変化を捉えた長期的な視点に立ち、全ての公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などの管理を総合的かつ計画的に進めることを目的として、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とする「あきた公共施設等総合管理計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定しました。

第1期計画においては、全庁横断的な組織体制のもと、施設の統廃合や長寿命化等の様々な取組を進めた結果、公共施設、公用施設及びその他の施設を含む公共施設（以下、「公共施設（インフラ施設を除く）」という。）の数値目標である6%の延べ床面積縮減を達成しました。

第1期計画策定以降、人口減少に歯止めがかからず、厳しい財政状況、技術職員の確保難や施設の老朽化といった課題は深刻化しています。県では、将来的に財源や人的資源の制約が想定される中で、持続可能な行政サービスの提供や公共施設等のあり方をどのようにすべきか意見を聴取するため、「人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議」を設置し、令和6年3月に知事へ提言が提出されました。

また、令和7年1月に発生した埼玉県八潮市の下水道陥没事故など、インフラ施設では老朽化に起因する重大な事故が発生しており、こうした事故を未然に防ぎ、県民が安全・安心に利用できる社会資本を維持していく必要があります。

このため、引き続き、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とする「第2期あきた公共施設等総合管理計画（以下、「第2期計画」という。）」を策定し、公共施設等の効果的かつ効率的なマネジメントを推進します。

2 人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する提言

- 人口減少・少子高齢化の進行や公共施設等の老朽化といった課題が顕在化する一方、急速なデジタル技術の進展など社会を取り巻く環境が急激に変化していることを踏まえ、時代の変化に的確に対応し、持続可能な行政運営をしていく必要があります。
- 県では、行政サービスの提供のあり方について専門家や有識者から意見を聴取するため、令和5年度に「人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議」を設置し、時代の変化に的確に対応した持続的・安定的な行政運営に向けた提言を受けました。
- 公共施設等に関連する提言の主な内容は以下のとおりです。第2期計画は、この提言を踏まえて、計画を更新しています。

(「人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議」の一部抜粋)

【公共施設等の適正配置・機能更新について】

- ・真に必要な公共施設等の機能を維持するとともに、スリム化・統廃合による総量抑制を進め、より高度な機能を備えた施設に機能改善を図ることが基本路線となる
- ・県民負担の最小化の観点から、機能（提供するサービス）・施設の必要性や建替規模の妥当性などの論点に基づき、国や市町村との連携、民間活力の活用という視点を取り入れながら検討を進める必要がある



開催状況	議論の内容
第1回会議（令和5年8月）	社会経済情勢の変化と秋田県の現状、論点整理
第2回会議（令和5年10月）	適正規模の行政運営、公民連携の取組状況
第3回会議（令和5年11月）	適正規模の行政運営、県・市町村連携の取組状況
第4回会議（令和5年12月）	適正規模の行政運営、デジタル技術の活用
第5回会議（令和6年1月）	提言（素案）の協議
第6回会議（令和6年2月）	提言のまとめ
知事への提言（令和6年3月）	知事へ提言を手交

[委員]

座長	座長 辻 琢也	国立大学法人一橋大学大学院法学研究科 教授
委員	石田 万梨奈	onozucolor 代表
〃	伊藤 奈穂子	特別養護老人ホーム憩寿園 施設長
〃	佐藤 良和	秋田県消防長会 事務局長
〃	柴田 潤	秋田県農業協同組合中央会 総務企画部長
〃	菅原 朋子	株式会社秋田銀行営業支援部公務室 部長代理
〃	豊田 哲也	公立大学法人国際教養大学 中嶋記念図書館長
〃	降矢 育歩	株式会社 TORIMOTSU 代表取締役

3 第2期計画の基本方針

第2期計画は、総務省の「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」に基づき策定しました。

第1期計画に引き続き、施設等の総量とサービスの適正化を図りながら、将来の秋田を担う世代に大きな負担を残すことなく、できる限り良好な状態で引き継いでいくことを目的に掲げるとともに、「人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議」から受けた提言を踏まえ、秋田県行政経営戦略本部による総合的なマネジメントを推進します。

第2期計画の基本方針

- 持続的な行政サービスを提供するため、多様な主体による必要な機能の確保を図るとともに、利用者のニーズ調査や利用状況等を踏まえた施設のあり方検討を実施する
- 公共施設等を適正に管理するため、維持管理等^①が効率的で計画的かつ経済的な手法となるよう十分な検討を行う
- 行政サービスの充実と県民の利便性向上を実現する観点から、施設の集約・複合化等による機能強化を図る
- 国、市町村との施設の共同設置や複合化の検討、民間の資金や創意工夫等を活用した公民連携の推進を図る
- インフラの事故は県民生活に多大な影響を与えることから、老朽化による重大事故を防ぎ、県民の安全・安心な生活を確保する

① 「維持管理等」とは、「維持管理・修繕、改修及び更新」のことを示しています。

以下は、総務省「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（平成26年4月22日（令和5年10月10日改訂））からの引用です。

維持管理・修繕・・・施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。

なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

改修・・・・・・・公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものとされる。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

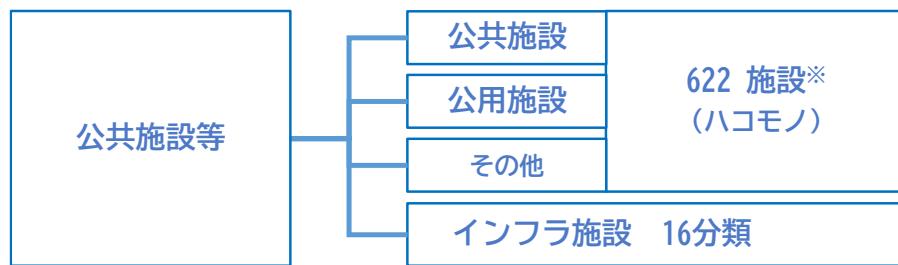
更新・・・・・・・老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

4 計画概要

(1) 対象施設

- 県が所有または管理する全ての公共施設等を対象^{①②}とします。

なお、第2期計画において公共施設等とは、公共施設、公用施設、その他の施設及びインフラ施設^③と定義します。（対象施設は第1期計画から変更ありません）



(2) 計画期間

- 令和8年度から令和17年度（10年間）

(3) 位置付け

- 「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（総務省）」における「公共施設等総合管理計画」として位置付けます。

^① 地方公営企業法に基づく、電気事業、工業用水道の公営企業施設も対象に含みます。

^② 県が出資する地方独立行政法人が所有する施設（県立の大学や病院など）は、それぞれの所管する省庁から、インフラ長寿命化計画（行動計画）が示されており、これに従って法人自らが施設等の管理計画を策定することになりますことから、計画の対象外とします。ただし、独立行政法人は、県行政の一端を担い公共の見地から事業展開しており、財政上の負担など県と密接な関係があることから、法人が第2期計画と併行して施設等の管理に取り組むことができるよう、連携体制の構築に努めていきます。

当県における独立行政法人は次のとおりです。

- ・地方独立行政法人 秋田県立病院機構
施設名：秋田県立循環器・脳脊髄センター、秋田県立リハビリテーション・精神医療センター
- ・地方独立行政法人 秋田県立療育機構
施設名：秋田県立医療療育センター
- ・公立大学法人 秋田県立大学
施設名：秋田県立大学
- ・公立大学法人 国際教養大学
施設名：国際教養大学

^③ インフラ施設とは、道路、河川、橋梁、下水道、港湾、ダムなどのあらゆる社会基盤施設を指します。

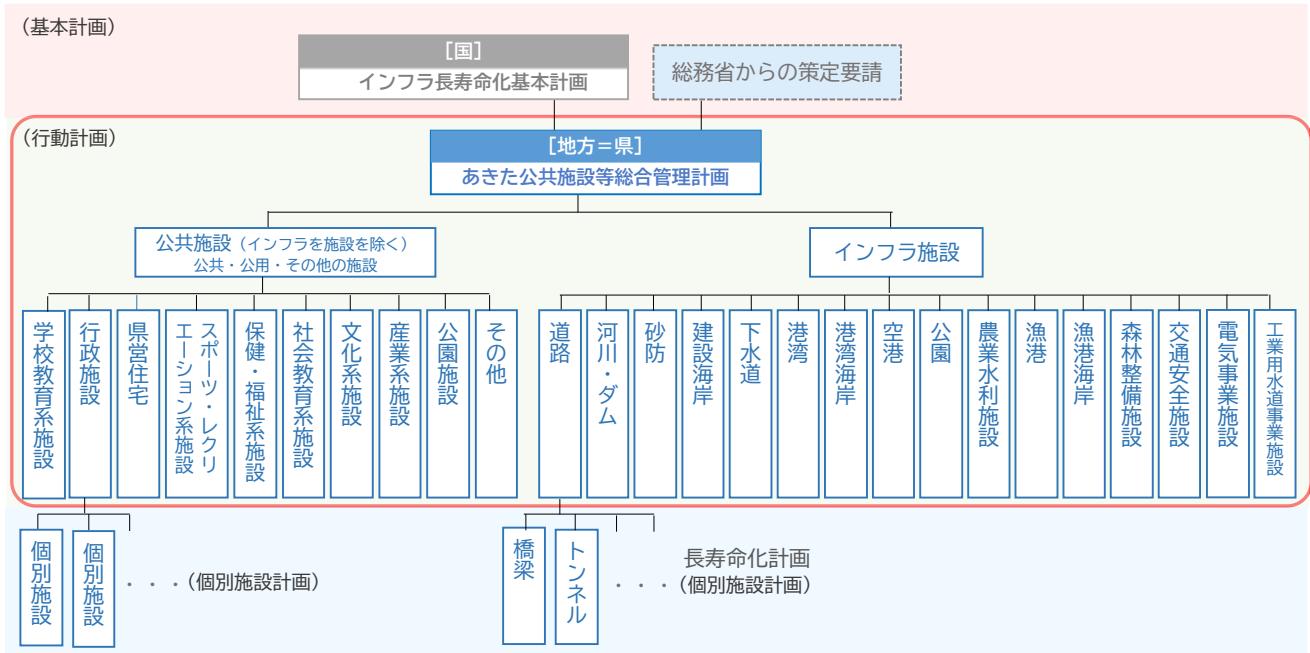


図 2 各計画に係る体系図

<参考>「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（総務省）」（一部引用）

策 定 年：平成 26 年 4 月 22 日
 主 な 改 訂 年：平成 30 年 2 月 27 日
 令 和 4 年 4 月 1 日
 令 和 5 年 10 月 10 日（最新の改訂年）

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靭化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

（中略）

地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）^①・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）^②を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

各地方公共団体におかれでは、これらの状況を踏まえ、速やかに公共施設等総合管理計画の策定に取り組まれるようお願いします。

^① あきた公共施設等総合管理計画を「インフラ長寿命化計画（行動計画）」として策定しています。

^② あきた公共施設等総合管理計画の個別施設計画を「個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）」として策定しています。なお、インフラ施設はそれぞれの所管する省庁が示す指針等に基づき策定しています。

第2章 公共施設等の課題

1 人口の減少

- 本県の人口は、昭和 31 年の 135 万人をピークに減少を続けており、令和 7 年 4 月時点は約 88 万人となっています。人口比率を年齢別に見ると、年少人口が減少傾向にあり、出生率は全国最下位となっています。また、高齢者人口は令和 2 年をピークに減少に転じていますが、高齢化率は全国最大となっています。
- 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」（令和 5 年 3 月推計）^①によると、令和 32 年には県人口が約 56 万人となると推計され、急激な人口減少が進むと予測されています。
- 今後、現状の公共施設等の数や規模をそのまま維持することは、将来人口と比較しても過剰となることが見込まれます。
- 家族構成やライフスタイルの変化のほか、情報技術の進歩等によって公共施設等に求める県民ニーズは、多様化していくものと考えられます。

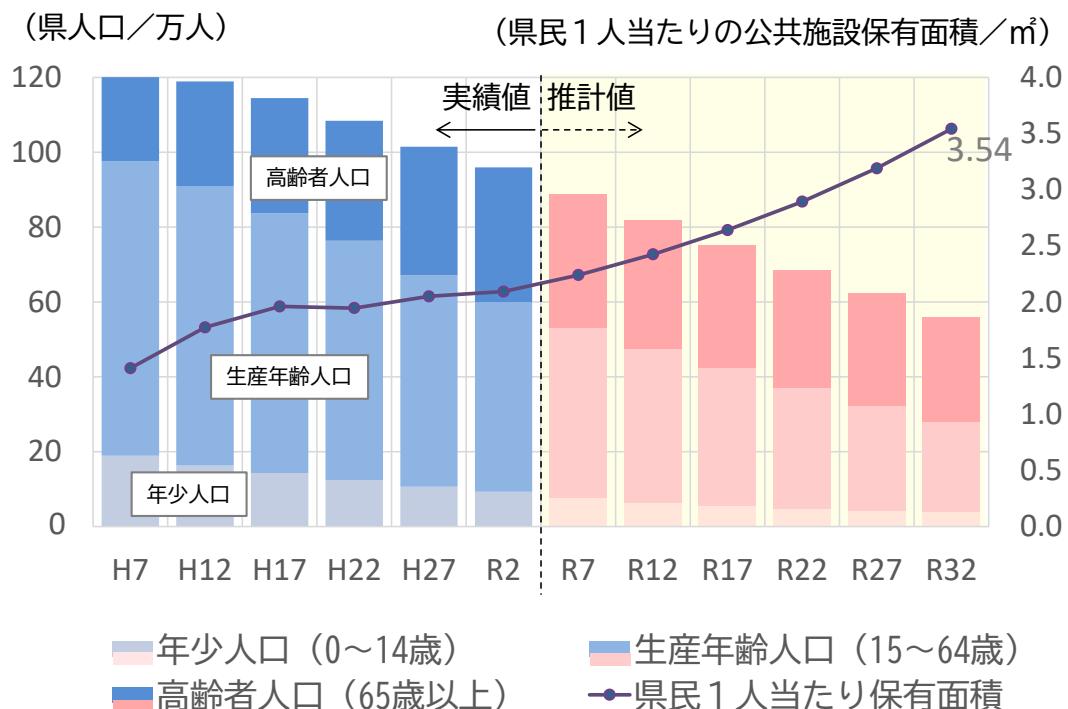


図 3 県人口の推移と今後の見通し及び県民一人当たり保有面積の実績及び推計

^① 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」では、令和 2 年（2020 年）から令和 32 年（2050 年）までの 30 年間の将来人口を推計しています。

2 公共施設等の老朽化

(1) 公共施設（インフラ施設を除く）

① 現 状

- 令和6年度末において、公共施設（インフラ施設を除く）は、県立高等学校などの学校教育系施設や県庁舎などの行政施設など、計622施設あり、延べ床面積で約199万m²となっています。
- 延べ床面積の内訳では、学校教育系施設が37.9%を占め、行政施設が17.7%、県営住宅が9.6%、スポーツ・レクリエーション系施設が9.3%となっています。

表 1 公共施設（インフラ施設を除く）の状況

R7.3.31現在

類型	施設名称	施設数	延べ面積(万m ²)	割合(%)
学校教育系施設	県立高等学校、特別支援学校、衛生看護学院、技術専門校、総合教育センター	66	75.4	37.9%
行政施設	県庁舎、秋田地方総合庁舎、地域振興局庁舎、警察本部庁舎、警察署、交番・駐在所、公設試験研究施設ほか	224	35.2	17.7%
県営住宅	県営住宅	26	19.1	9.6%
スポーツ・レクリエーション系施設	武道館、総合プール、秋田ふるさと村、オートキャンプ場、健康増進交流センター（ユフォーレ）、十和田ホテル、フォレスター鳥海、サンルーラル大潟ほか	29	18.5	9.3%
保健・福祉施設	老人福祉総合エリア、心身障害者コロニー、総合保健センター、社会福祉会館、子ども・女性・障害者相談センターほか	12	10.0	5.0%
社会教育系施設	図書館・公文書館、博物館、近代美術館、青少年交流センター（ユースパル）、生涯学習センターほか	15	9.7	4.9%
その他	文化系施設 総合生活文化会館（アトリオン）、あきた芸術劇場（ミルバス）、ゆとり生活創造センター（遊学舎）	3	3.0	1.6%
	産業系施設 金属鉱業研修技術センター、森林学習交流館（プラザクリプトン）	2	0.9	0.4%
	公園施設 県立中央公園、県立北欧の杜公園、県立小泉潟公園、奥森吉青少年野外活動基地、環境と文化のむらほか	42	4.4	2.2%
	その他 防災備蓄倉庫、港湾・空港施設、職員公舎ほか	203	22.6	11.4%
合計		622	198.8	-

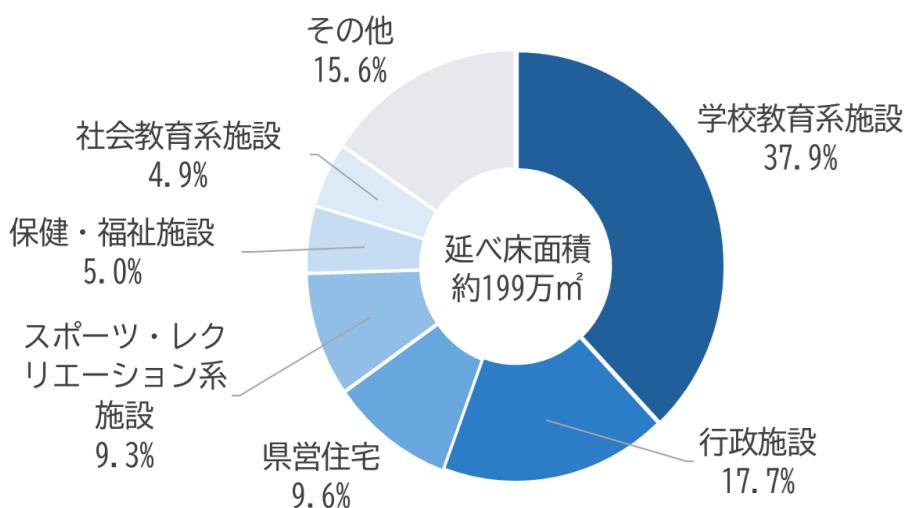


図 4 公共施設（インフラ施設を除く）の類型別延べ床面積割合

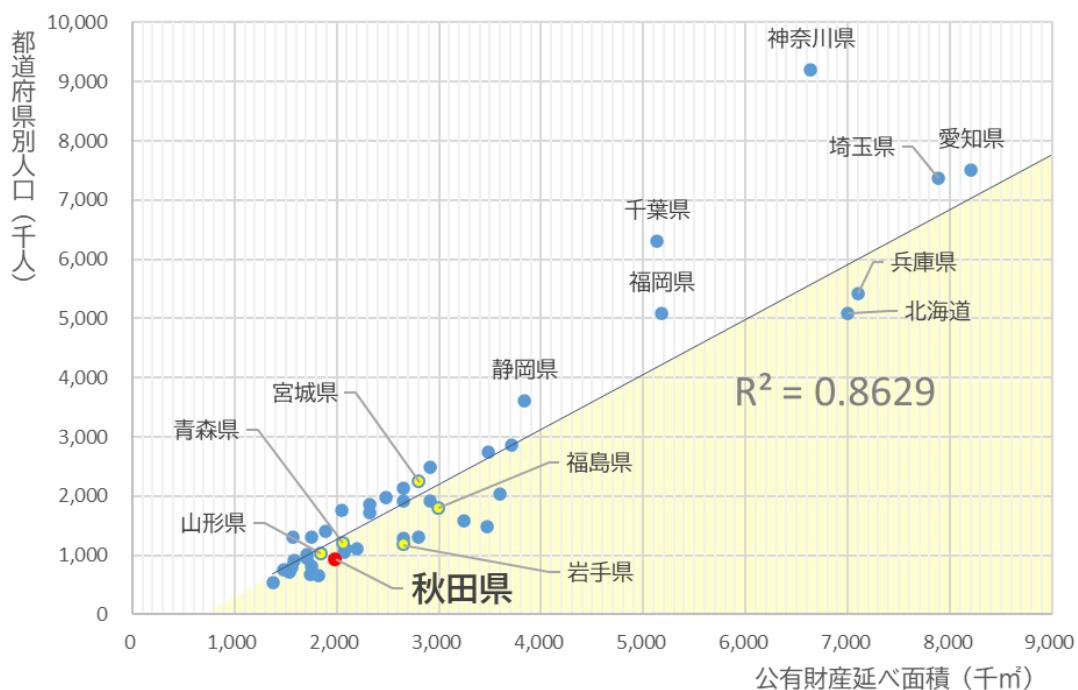
第2章 公共施設等の課題

- 本県の公有財産の延べ床面積は、県民1人当たり 2.15 m^2 となっています。これは、全国平均の $1.64\text{ m}^2/\text{人}$ や東北平均の $1.81\text{ m}^2/\text{人}$ よりも多くなっています^①。本県は、図5にある回帰直線^②より下側（薄黄色）に位置しており、人口規模に対して公有財産の延べ床面積が多いことを示しています。

表2 都道府県別保有面積順位

順位	県名/平均	一人当たり 保有面積	財政力 指指数 グループ	順位	県名/平均	一人当たり 保有面積	財政力 指指数 グループ
47位	島根県	2.80 m^2	E	1位	神奈川県	0.72 m^2	B
46位	高知県	2.57 m^2	E	2位	千葉県	0.81 m^2	B
45位	鳥取県	2.55 m^2	E	3位	福岡県	1.02 m^2	B
44位	沖縄県	2.33 m^2	D	4位	静岡県	1.06 m^2	B
43位	岩手県	2.26 m^2	D	5位	埼玉県	1.07 m^2	B
42位	山梨県	2.18 m^2	D			:	
41位	徳島県	2.17 m^2	D	-	全国平均	1.64 m^2	-
40位	秋田県	2.15 m^2	D	-	東北平均	1.81 m^2	-

総務省統計局「公有施設状況調査（令和5年度）」、「令和6年住民基本台帳人口・世帯数」、「公共施設状況調査（都道府県分）」を基に県作成



総務省統計局「公有施設状況調査（令和5年度）」、「令和6年住民基本台帳人口・世帯数」を基に県作成 ※ 東京都は数値が大きく比較が困難のため図から除外

図5 都道府県別人口及び公有財産延べ床面積の比較

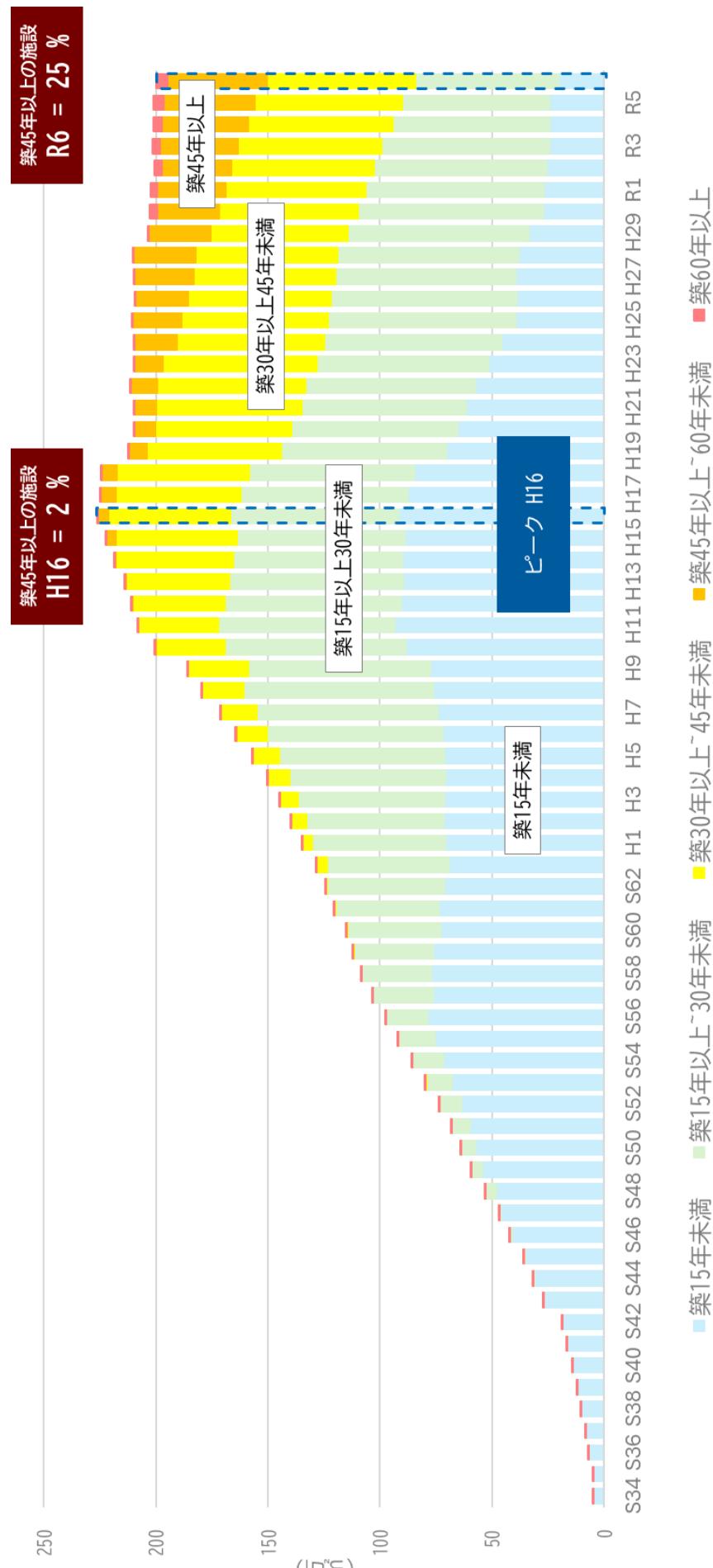
^① 県民1人当たりの延べ床面積が大きい都道府県は、概ね人口規模及び財政力指数が小さいなどの共通点があります。財政力指数は数値の高い順からA～Eグループに分類され、本県はDグループに分類されています。

^② 回帰直線とは、散布図上のデータ群の傾向を最もよく表すように引かれた直線のことです。二つの変数の線形的な関係（相関）を分析し、値の予測に用いられます。

第2章 公共施設等の課題

- 公共施設（インフラ施設を除く）の延べ床面積の年次推移は、平成 16 年度の約 226 万 m²をピークに以降は減少を続け、令和 6 年度末は 199 万 m²となっています。
- 公共施設（インフラ施設を除く）の築年数の年次推移は、延べ床面積が最大であった平成 16 年度において、築 45 年以上の施設は約 2% でしたが、令和 6 年度末は約 25% と老朽化が進行している施設の占める割合が増加しており、その多くは高度経済成長期後期に建設された施設が占めています。

R7.3.31 現在



第2期あきた公共施設等総合管理計画

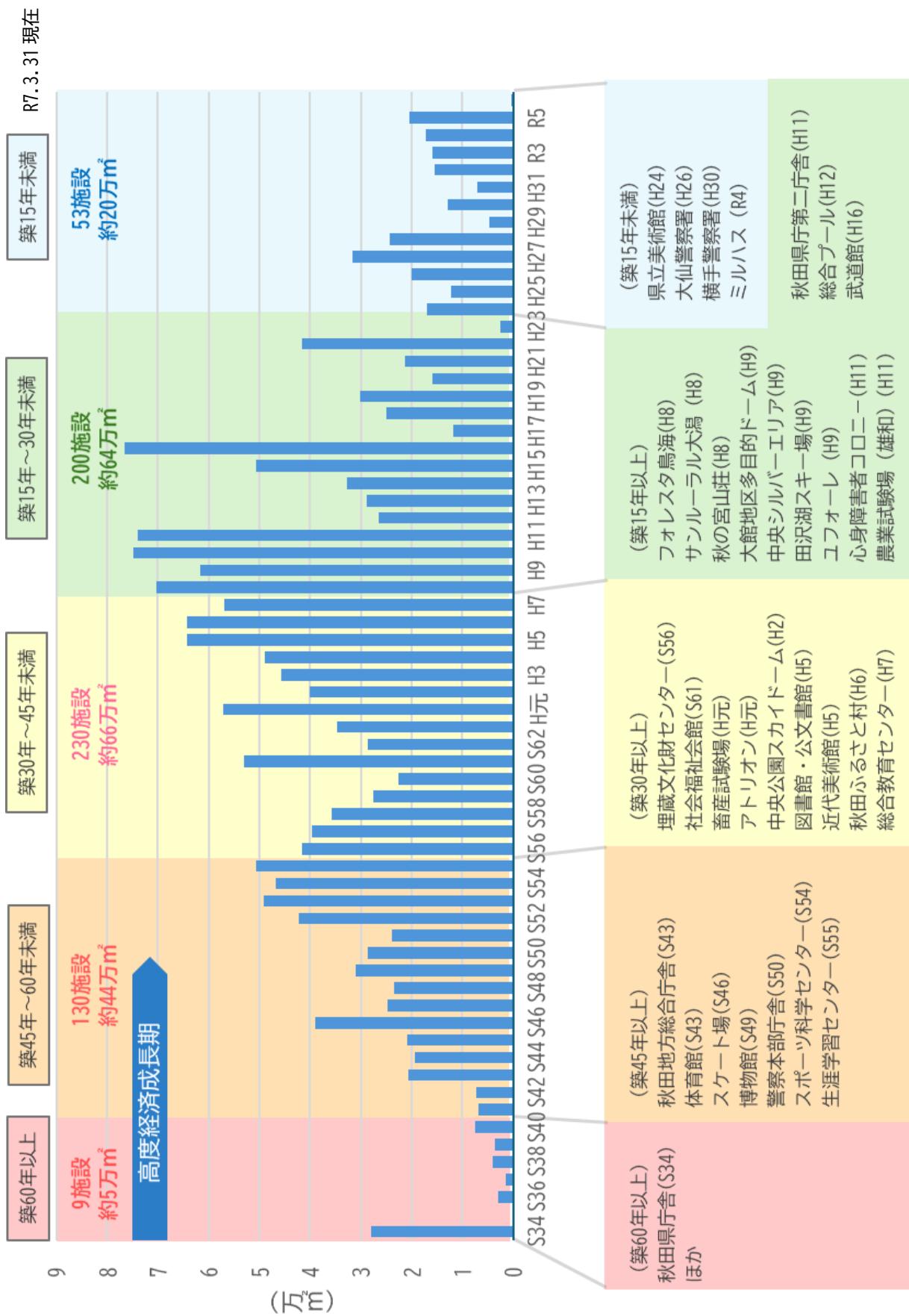


図 7 公共施設（インフラ施設を除く）の建設年次別延べ床面積と主要な施設（主な施設は7地域振興局、高等学校を除く）

② 老朽化の状況

- 公共施設（インフラ施設を除く）の使用できる年数の考え方は、「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）によると、建物の種類や用途によって異なりますが、建築物の望ましい目標耐用年数は標準的に築60年とされています。
- 目標耐用年数の標準的基準を築60年とする場合、公共施設（インフラ施設を除く）の老朽化の状況は、現状（令和6年度）は2.4%の施設がこの年数を経過しており、10年後は14.7%、20年後は30.4%と、更に急速な老朽化が進行していくものと推測されます。
- 特に、行政施設、社会教育系施設などの老朽化した施設の占める割合が高い状況が進行します。
- このまま、同規模の施設数を維持・更新することを前提とすると、今後、大規模修繕や更新の時期が集中することが推測されます。

表3 公共施設（インフラ施設を除く）の老朽化の状況[築60年を経過する施設の割合]

R7.3.31 現在

施設類型	施設数	延べ床面積 (万m ²)	築60年を経過する施設の割合		
			現状	10年後	20年後
社会教育系施設	15	9.7	0.0%	17.2%	44.5%
スポーツ・レク施設	29	18.5	0.0%	11.8%	18.9%
学校教育系施設	66	75.4	0.0%	12.8%	25.8%
保健・福祉施設	12	10.0	0.0%	3.0%	3.0%
行政施設	224	35.2	12.7%	30.3%	42.9%
県営住宅	26	19.1	0.0%	2.0%	27.9%
その他	250	30.9	1.0%	13.8%	40.4%
合計	622	198.8	2.4%	14.7%	30.4%

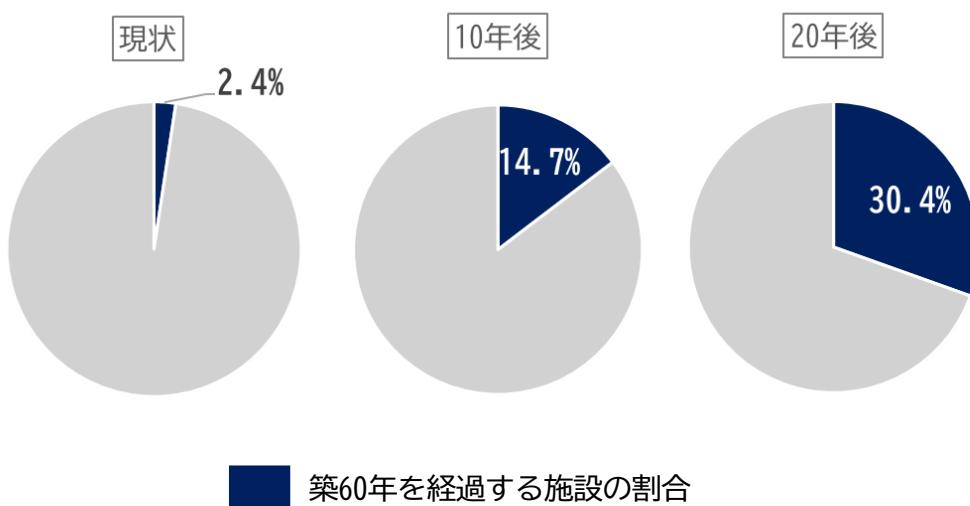


図8 公共施設（インフラ施設を除く）の老朽化割合の推移[築60年経過する施設の割合]

第2章 公共施設等の課題

- このため、目標耐用年数を第2期計画の目標使用年数に置き換え、築60年に到達する前に、更新による建替手法、施設の集約・複合化等を含む検討を実施する必要があります。
- 検討は、一定程度の期間を必要とするため、企画から完成に至るまで概ね15年必要と仮定すると、築45年を迎えた公共施設（インフラ施設を除く）は、一定の方向性を定めることが求められます。
- 築45年を経過する施設は、現状（令和6年度）では23.5%、10年後は41.0%、20年後は71.6%と、検討を要する公共施設（インフラ施設を除く）は増加することが推測されます。

表4 公共施設（インフラ施設を除く）の老朽化の状況[築45年を経過する施設の割合]

R7.3.31現在

施設類型	施設数	延べ床面積 (万m ²)	築45年を経過する施設の割合		
			現状	10年後	20年後
社会教育系施設	15	9.7	27.2%	49.7%	83.8%
スポーツ・レク施設	29	18.5	18.9%	19.1%	83.8%
学校教育系施設	66	75.4	19.5%	33.1%	47.4%
保健・福祉施設	12	10.0	3.0%	41.2%	96.6%
行政施設	224	35.2	33.6%	55.8%	81.7%
県営住宅	26	19.1	22.3%	36.3%	73.9%
その他	250	30.9	28.6%	55.0%	90.7%
合計	622	198.8	23.5%	41.0%	71.6%

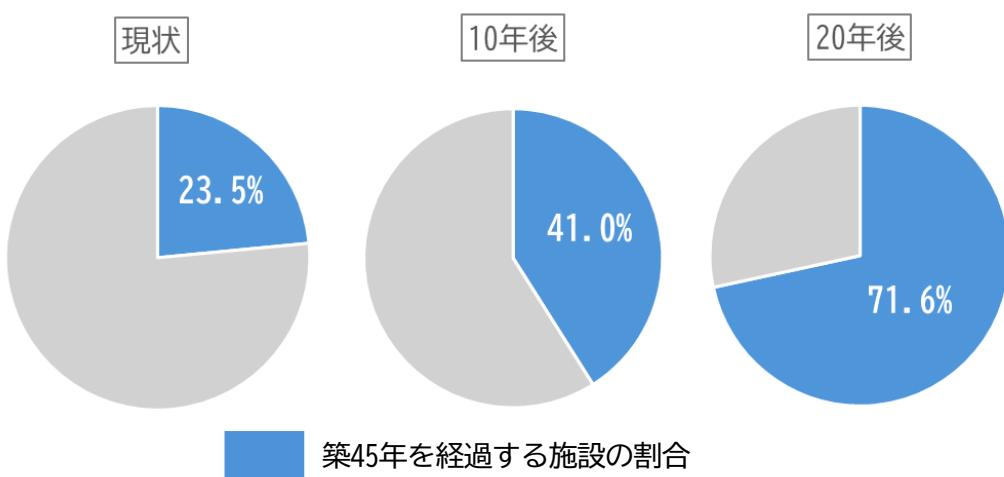


図9 公共施設（インフラ施設を除く）の老朽化割合の推移[築45年経過する施設の割合]

第2章 公共施設等の課題

(2) インフラ施設

① 現 状

- インフラ施設は、建設、農林、警察、公営企業など、様々な部門において多岐にわたることから、機能や設置目的に着目し、16の分類に整理しています。

表 5 インフラ施設の状況

R7.3.31現在

インフラ分類	数量等
道路	県道：2,376km、県管理国道：871km、橋梁（2m以上）：2,296橋、トンネル：84施設、シェッド・シェルター：95施設、横断歩道橋：8施設、門型標識等：23施設、大型カルバート：25施設
河川・ダム	樋門・樋管：1,028基（築堤区間のみ）（整理中）、水門：2基、ダム：14基、管理橋：9橋（整理中）、河川堤防等：流路延長2,875km
砂防	砂防堰堤：1,243基（整理中）、地すべり防止施設：1,268施設（整理中）、急傾斜崩壊防止施設：2,244施設（整理中）、雪崩防止施設：23施設（整理中）
建設海岸	護岸：42.3km、離岸堤・人工リーフ：19.8km、樋門・樋管：7基、水門：1基
下水道	処理場：5施設、管渠：347.3km、ポンプ場：26施設
港湾	5港（外郭施設：139施設、係留施設：144施設、臨港交通施設：102施設、水域施設：64施設、荷さばき施設：14施設、保管施設：62施設、船舶役務用施設：42施設、廃棄物埋立護岸：5施設、海浜：7施設、緑地：10施設、広場：5施設）
港湾海岸	堤防：2施設、護岸：15施設、突堤：5施設、離岸堤・人工リーフ：47施設
空港	2空港（滑走路：4,500m、誘導路：3,029m、エプロン：498m）
公園	小泉潟公園：233施設、中央公園：808施設、北欧の杜公園：306施設
農業水利施設	頭首工：186箇所、水路：962路線、揚水機場：380箇所、防災ダム：5箇所、ため池：1,049箇所、地すべり防止施設：31地域
漁港	9港（外郭施設：18.1km、係留施設：9.2km、水域施設：803,212m ² 、輸送施設：19.5km、漁港浄化施設：1箇所）
漁港海岸	堤防：5.4km、突堤：330m、護岸：19.3km、離岸堤：4.3km、門扉：22箇所
森林整備施設	溪間工：8,094基、山腹工・地すべり防止工：1,658基
交通安全施設	信号柱：8,569本、信号制御機：1,861基、信号灯器：19,479灯、大型交通標識：1,869本
電気事業施設	水力発電所：16箇所、発電事務所：3箇所
工業用水道事業施設	秋田工業用水道：1箇所、工業用水道事務所：1箇所

② 老朽化の状況

- インフラ施設は、本県では高度経済成長期以降に大規模に整備されており、全体的に老朽化が進行しています。
- なお、更新の目安となる時期は、インフラ施設の種類ごとに異なりますが、今後、大規模修繕や更新の時期が集中することが推測されます。
- 橋梁を例にとると、更新の目安は一般的に建設後 50 年と想定されており、現状は 36.4% の施設がこの年数を経過しています。10 年後は 49.0%、20 年後は 62.3% と、公共施設（インフラ施設を除く）と同様、老朽化が進行したインフラ施設の占める割合が高まることが推測されます。

表 6 主なインフラ施設の老朽化の状況

R7.3.31現在

インフラ分類	インフラ名	数量等	平均的な耐用年数	左記年数を経過する施設の割合		
				現状	10年後	20年後
道路	橋梁 (2m以上)	2,296 橋	50年	36.4%	49.0%	62.3%
	トンネル	84 施設	50年	14.3%	39.3%	58.3%
河川・ダム	水門	2 基	50年	0.0%	50.0%	100.0%
	ダム	14 施設	50年	42.9%	64.3%	71.4%
砂防	砂防堰堤 <small>※数量は整理中</small>	1,243 施設*	50年	41.5%	59.6%	76.5%
建設海岸	護岸	42.3 km	50年	42.8%	73.8%	95.2%
下水道	管渠	347.3 km	50年	0.0%	3.2%	50.7%
港湾	外郭施設	139 施設	50年	18.7%	51.1%	76.3%
	係留施設	144 施設	50年	25.7%	47.2%	61.1%
	臨港交通施設	102 施設	50年	26.5%	48.0%	63.7%
港湾海岸	護岸	15 施設	50年	20.0%	60.0%	86.7%
	突堤	5 施設	50年	0.0%	20.0%	40.0%
	離岸堤・人工リーフ	47 施設	50年	2.1%	25.5%	72.3%
空港	滑走路	4,500 m	50年	0.0%	55.6%	55.6%
	誘導路	3,029 m	50年	0.0%	91.0%	91.0%
公園	小泉潟公園	233 施設	50年	53.2%	65.7%	85.8%
	中央公園	808 施設	50年	73.4%	86.5%	97.4%
	北欧の杜公園	306 施設	50年	26.8%	64.1%	81.7%
農業水利施設	防災ダム	5 箇所	50年	40.0%	60.0%	80.0%
	地すべり防止施設	31 地域	50年	6.5%	12.9%	16.1%
漁港	外郭施設	18.1 km	50年	8.2%	23.9%	46.3%
	係留施設	9.2 km	50年	12.7%	26.7%	41.8%
	水域施設	803,212 m ²	30年	45.0%	59.4%	68.9%
漁港海岸	堤防	5.4 km	50年	38.9%	75.6%	85.8%
	突堤	330 m	50年	0.0%	0.0%	36.4%
	護岸	19.3 km	50年	32.7%	48.8%	74.2%
森林整備施設	渓間工	8,094 基	50年	18.1%	30.2%	66.1%
	山腹工、地すべり防止工	1,658 基	50年	27.2%	34.3%	61.3%
交通安全施設	信号制御機	1,861 基	19年	27.6%	59.4%	100.0%
	大型交通標識	1,869 本	50年	0.0%	36.6%	65.2%
電気事業施設	水力発電所	16 箇所	60年	25.0%	43.8%	50.0%
工業用水道事業施設	秋田工業用水道	1 箇所	60年	0.0%	100.0%	100.0%

<参考>新地方公会計制度による有形固定資産減価償却率^①の推移

新地方公会計制度は、従来の現金主義会計では見えなかった資産価値やコストを「見える化」するために導入され、有形固定資産減価償却率といった指標を活用することで、公共施設等の老朽化や将来の財政負担を正確に把握し、効率的な行政運営と住民への説明責任を強化することを目的としています。

有形固定資産減価償却率とは、耐用年数に対して、償却資産（公共施設等）がどの程度老朽化しているかを把握できる指標となっています。100%に近いほど法定耐用年数に近づいていることを示しています。

なお、長寿命化対策などの予防保全についてはこの比率に反映されにくいため、実際の老朽化度合いや危険度を示すものではありません。

平成 29 年度から令和 5 年度までの 7 年間で 8.0% 増加の 57.8% となっており、耐用年数の半分以上を経過した公共施設等が相当数存在しています。

表 7 有形固定資産減価償却率の推移

決算年度	有形固定資産減価償却率	増減
H28	49.8%	-
H29	51.4%	1.6%
H30	53.0%	1.6%
R元	54.6%	1.6%
R2	53.7%	-0.9%
R3	55.3%	1.6%
R4	56.3%	1.0%
R5	57.8%	1.5%

7 年間で
約 8.0 % 増

県会計課「秋田県の財務書類」を基に作成

^① 有形固定資産減価償却率とは、償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合であり、算出式は次のとおりとなっています。（減価償却累計額／（有形固定資産合計－非償却資産＋減価償却累計額））

※ 一般会計等及び公営企業会計を含む「全体会計」の数値となっています。

※ 非償却資産（土地、建設仮勘定、物品）を除く資産を計上しています。

3 厳しい財政状況

(1) 財政の状況と中期見通し

- 県財政課「財政状況」によると、歳入の状況に関わらず支出しなければならない義務的経費（人件費、公債費、社会保障関係経費）は、令和7年度では、歳出の52.5%（3,033億円）と、予算総額の半分以上を占める高水準にあります。
- 第1期計画策定期（平成27年度）と比較すると、予算全体は縮小傾向にありますが、これは人口減少に伴う税収及び地方交付税の減少に起因します。歳入の減少に対応するため、歳出の抑制等が必要となっております。
- 本県では、将来的な財政負担の軽減を図るため、借換の抑制を通じて県債の早期償還を進めています。その結果、一時的に公債費の増につながりますが、新規の起債を抑制することで将来の公債費負担を減らしていきます。併せて、歳入減少の対応として投資的経費をはじめとする事業費を抑制していくこととなります。
- 将来の財政健全化を優先する施策により、現在の事業執行に充てられる資金が抑制される状況にあります。

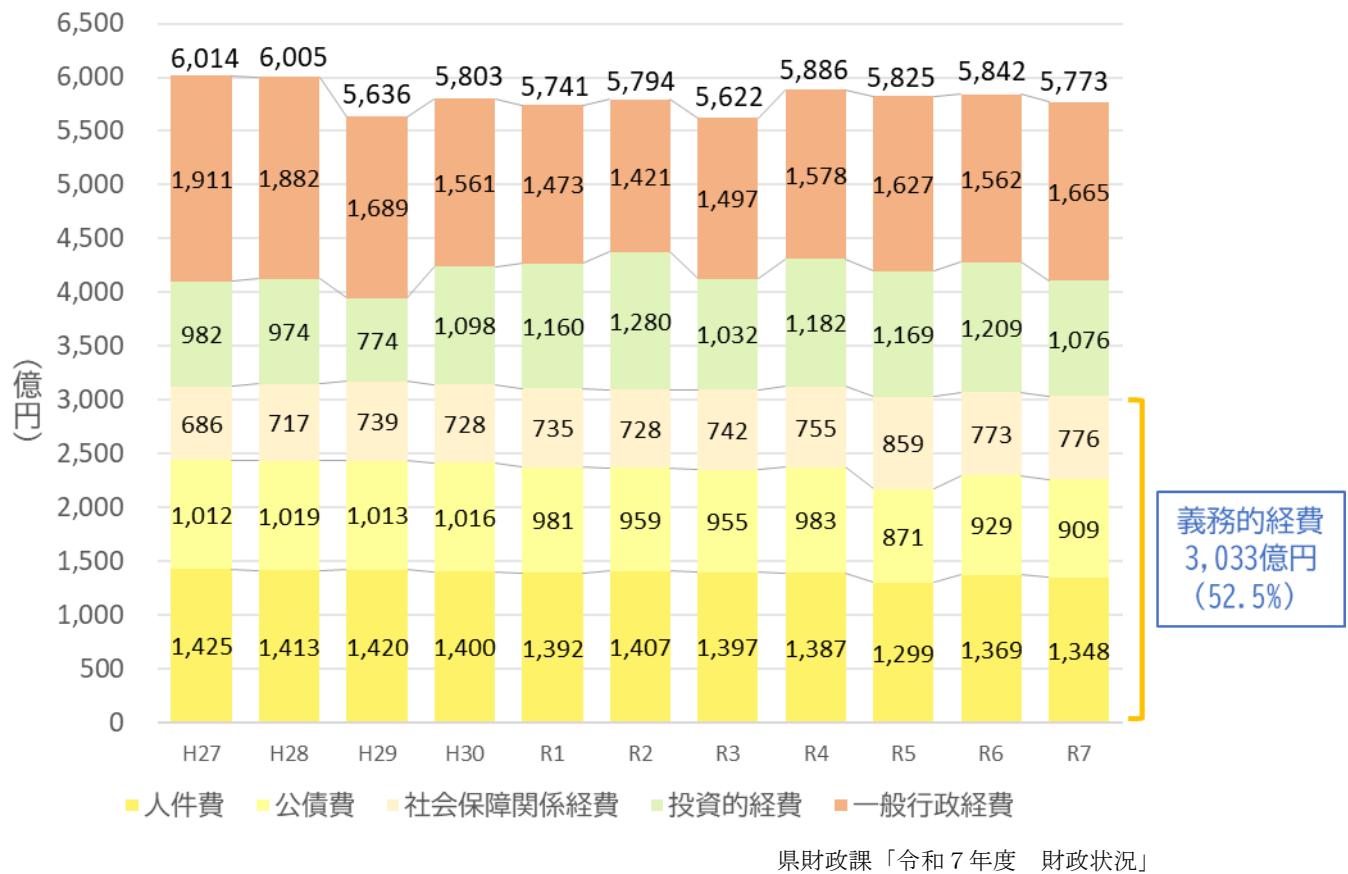


図 10 一般会計歳出予算区構成比（性質別）の推移

第2章 公共施設等の課題

- 図11と図12は、県財政課「財政の中期見通し」一般会計歳出予算の見通しとなっています。図11は自然体^①でのデータ、図12は歳出抑制をしたものをお示しています。
- 財政の中期見通しによると、今後は法律等により負担義務がある社会保障関係経費等を除いた経費について圧縮^②することとしています。また、公共事業の圧縮や施設整備費の縮減・平準化により、起債額及び実質負担額の抑制を図ることとしています。

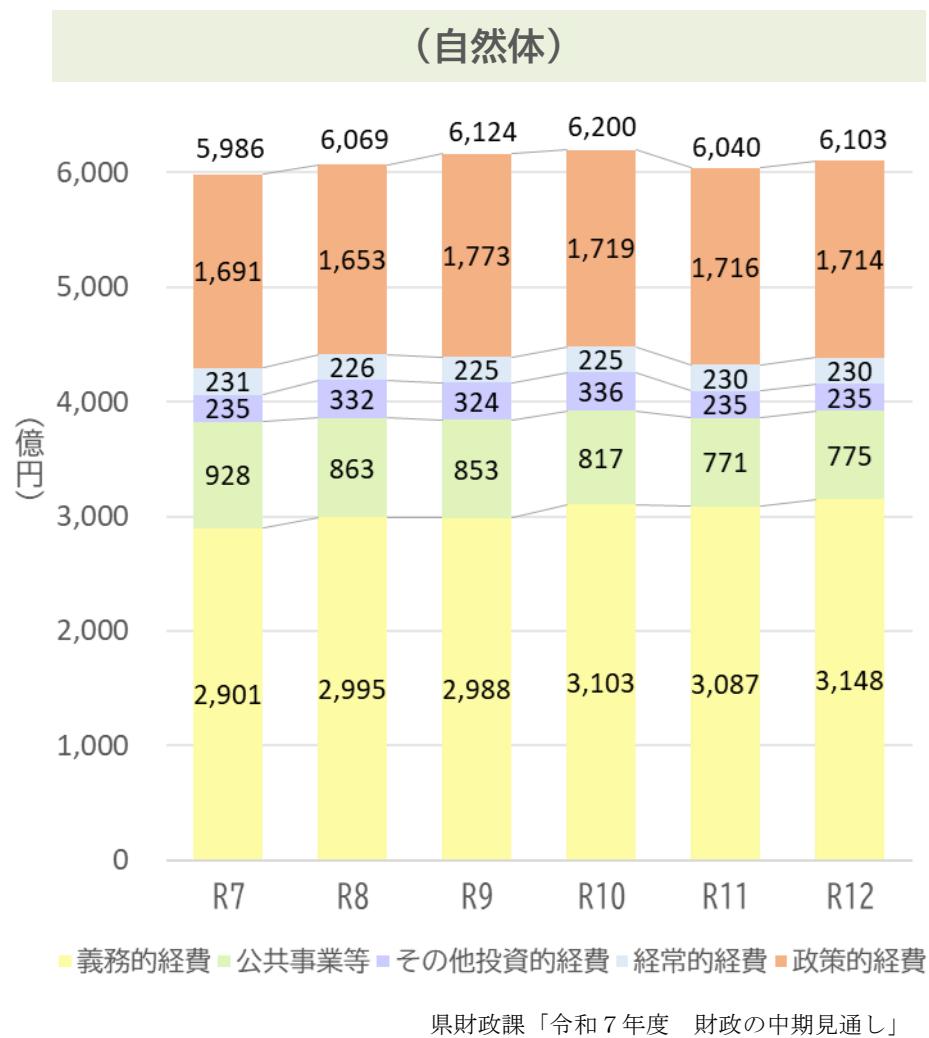


図11 一般会計歳出予算の見通し[自然体]

^① 自然体（財政見通し）：現行の法律や制度に基づく歳入・歳出構造を変更せずに継続したと仮定した場合の、将来の財政状況の基本となる予測です。政策変更を行わない場合の、ありのままの姿を示します。

^② 財政見通しの圧縮：政府の将来的な財政計画（歳出や借金など）の規模や増加ペースを抑え、全体を削減することです。財政赤字や債務の抑制が主な目的となります。

第2章 公共施設等の課題

- 義務的経費のうち公債費については、借換抑制^①を行い、将来の公債費負担を引き下げるとともに、調達手法の工夫等により利子負担を軽減するといった取組により歳入と歳出の均衡を図り、財政2基金^②の枯渇を回避したいと考えています。
- 以上のことから、今後、人口減少に伴う税収及び地方交付税の減少が見込まれる中、公共施設等の改修・更新等に要する経費の財源確保はますます厳しくなるものと考えられることから、これらの費用の抑制や平準化等が必要となってきます。

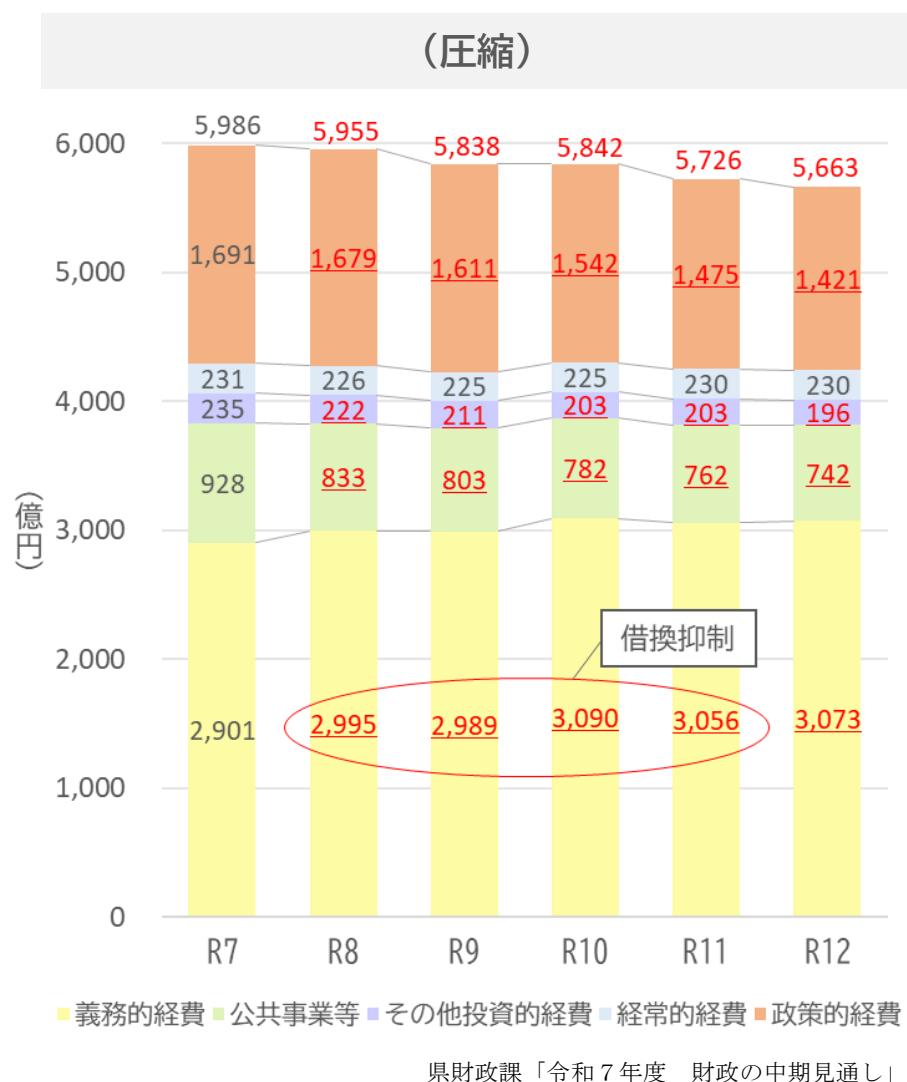


図 12 一般会計歳出予算の見通し[圧縮]

^① 借換債の発行を抑えることを指します。借換債とは、償還期限を迎えた地方債の返済財源として、新たに発行する地方債のことです。

^② 「財政調整基金」と「減債基金」の2つを指します。財政調整基金とは、災害への応急対策や、突発的な財源不足が生じた際に、県の財政を調整するために積み立てられる基金です。減債基金とは、地方債の計画的な償還を目的として積み立てられる基金です。

第2章 公共施設等の課題

(2) 公共施設等の更新（建替え）等に関する経費の見込み

- 図13は、投資的経費（普通建設費）及び維持補修費の推移と県民1人当たりコストです。
- 平成27年度から令和6年度までの実績は、総務省「地方財政状況調査」及び県財政課作成資料の投資的経費（普通建設事業費）及び維持補修費を公共施設等の維持管理等の経費と推定して算出しています。
- 令和7年度から令和17年度までの推計は、県財政課「財政の中期見通し」の作成において、所管部局から回答のあったデータを基に推計しています。なお、新たな歳入確保策や歳出削減策を実施しない自然体での推計としております。
- 今後、令和17年度までの経費見込みは、公共施設（インフラ施設を除く）は約240億円～341億円、インフラ施設は約1,132億円～1,239億円の間で推移していくものと想定されます。

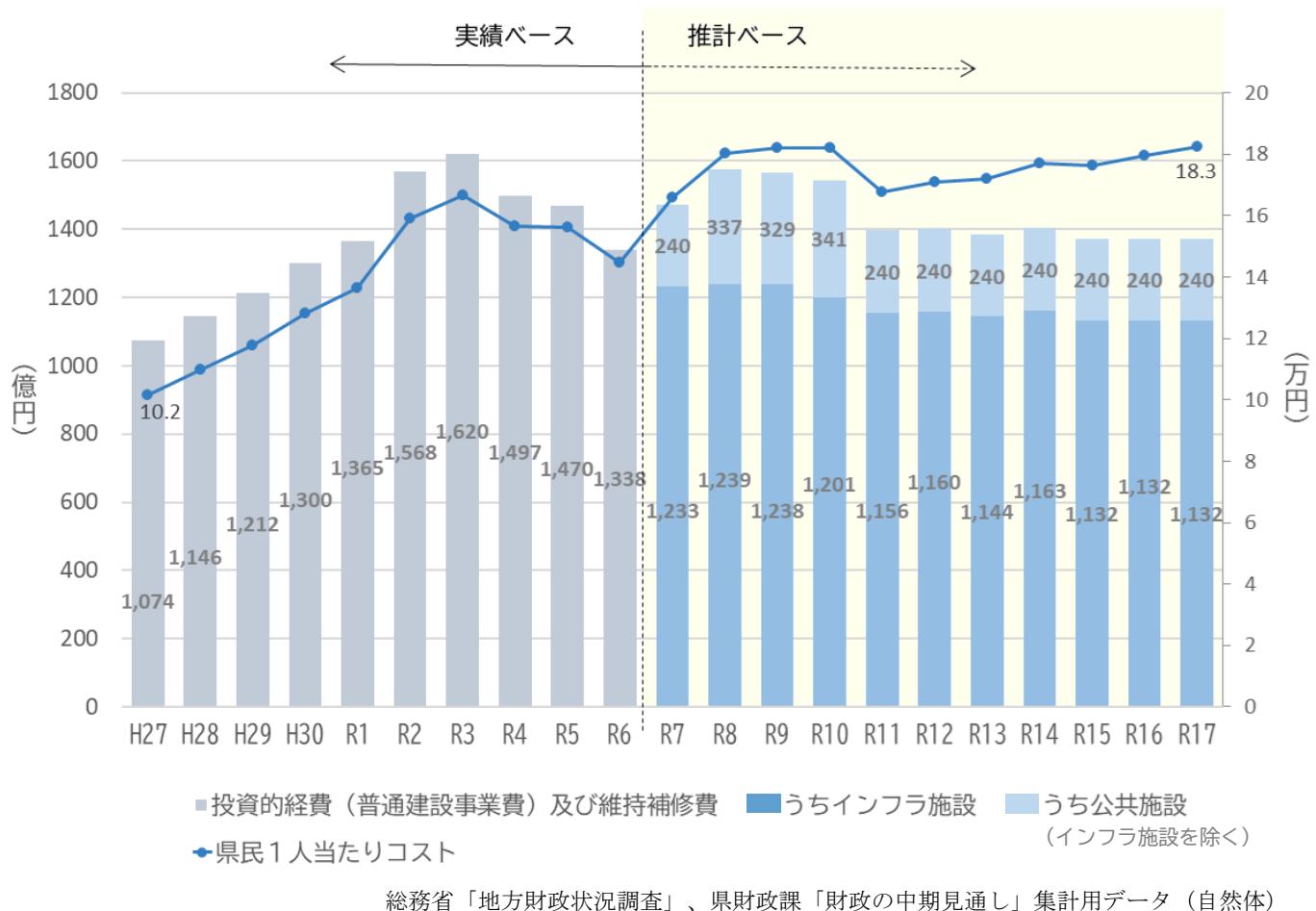


図13 投資的経費（普通建設費）及び維持補修費の推移と県民1人当たりコスト

(3) 公共施設等の長寿命化等に係る経費の見込み

① 公共施設（インフラ施設を除く）

- 現存の公共施設（インフラ施設を除く）を現状のままの規模を維持管理等とする単純更新と大規模修繕・更新等の長寿命化を一定の条件^{*}により実施した場合の試算結果です。（※次頁参考）
- 今後10年間でかかる経費は、単純更新は約3,619億円、長寿命化を実施した場合は約2,481億円となり、単純更新から長寿命化へ変更した場合の効果額は約1,138億円の結果となります。これは、年に換算すると約114億円の効果が見込まれます。
- 更に、今後30年間でかかる経費は、単純更新は約10,624億円、長寿命化を実施した場合は約8,270億円となり、単純更新から長寿命化へ変更した場合の効果額は約2,354億円の結果となります。これは、年に換算すると約78億円の効果が見込まれます。

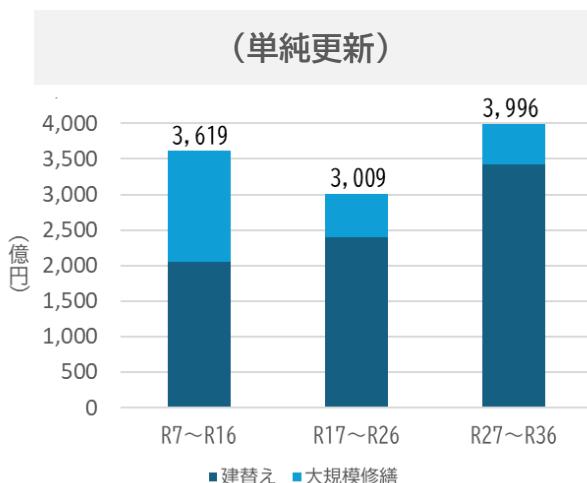


図 14 公共施設（インフラ施設を除く）の更新費用等推計（単純更新）

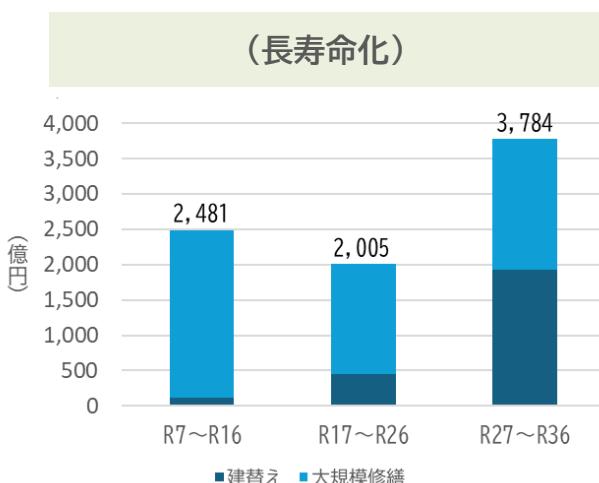


図 15 公共施設（インフラ施設を除く）の更新費用等推計（長寿命化）

表 8 公共施設（インフラ施設を除く）の長寿命化に係る今後の経費見込み

○今後の経費見込み		(億円)	
	長寿命化を実施した場合 ①	耐用年数経過時に単純更新した場合 ②	長寿命化の効果額 (①-②) ③
今後10年間 (R7～R16)	2,481	3,619	▲ 1,138
今後30年間 (R7～R36)	8,270	10,624	▲ 2,354

<参考>公共施設（インフラ施設を除く）の更新等に係る将来費用の試算条件

耐用年数経過時に単純更新した場合と、長寿命化を実施した場合の経費を比較します。

(共通)

- 更新や大規模修繕費用の試算は、公共施設（インフラ施設を除く）の延べ床面積に更新単価を乗じて経費の見込みを推計します。更新単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書（一般財団法人 自治総合センター（平成23年3月））」の更新単価・大規模改修のm²単価とします。なお、建設工事費デフレーター^①の過去30年間の上昇率を単価に乗じることで価格変動に反映しています。
- 試算の時点で既に耐用年数を経過している公共施設（インフラ施設を除く）は、試算した年度から5年間で均等に更新します。また、今後新たな建設は行わないと仮定します。

(単純更新した場合)

- 現在の公共施設（インフラ施設を除く）をそれぞれ設定した耐用年数経過後に現在と同様の延べ床面積で更新すると仮定します。
- 建設後30年で大規模改修を実施することとしています。大規模修繕のm²単価は更新単価の6割相当となっています。
- 耐用年数が35年以下の施設は大規模修繕を行わず、耐用年数経過年度に建替えを実施すると仮定します。

(長寿命化を実施した場合)

- 長寿命化は、耐用年数60年未満の施設は大規模改修により建設後60年で更新（建替え）、60年以上の施設は建設後80年で更新することと仮定します。
- 建設後30年で大規模改修を実施することとし、耐用年数が60年以上の公共施設は、60年目に2回目の大規模改修を実施すると仮定します。

・「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」更新（建替え）m²単価

更新（建替え）	
市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円/m ²
学校教育系、子育て支援施設等	33万円/m ²
公営住宅	28万円/m ²

- ・建築工事費デフレーターにより、過去30年間の年間上昇率の平均値(1.15%)を算出。
- ・このm²単価に乗じて将来の各年度のm²単価を算出

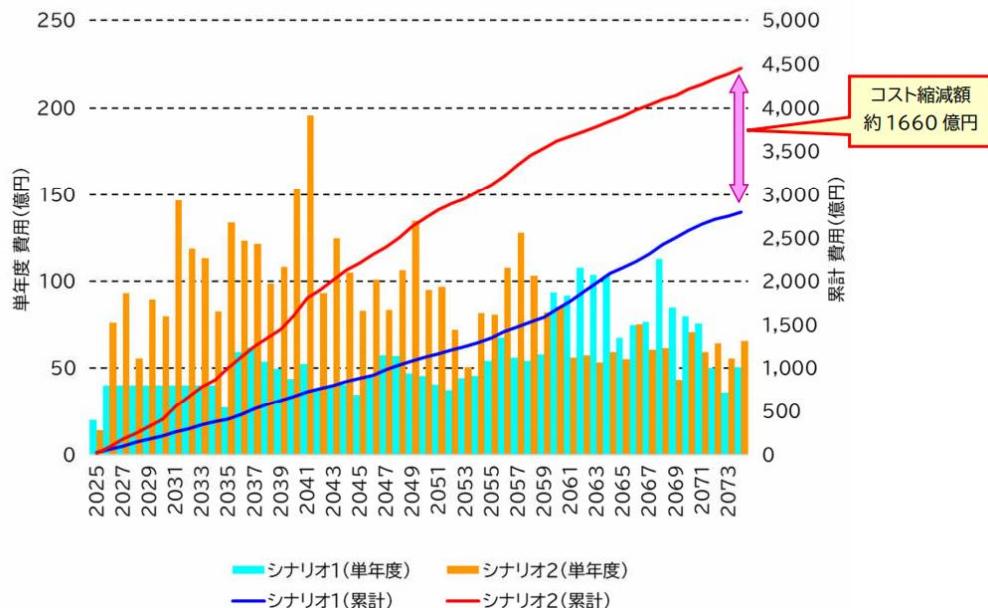
^① 建設工事に係る「名目工事費額」を基準年度の「実質額」に変換する目的で、国土交通省が作成している指標です。

② インフラ施設

- 将来的な大規模修繕・更新等の費用は、所管する省庁の方針に基づき策定している長寿命化計画においてインフラ施設ごとに試算しています。参考として、道路と漁港施設の一部抜粋を記載します。

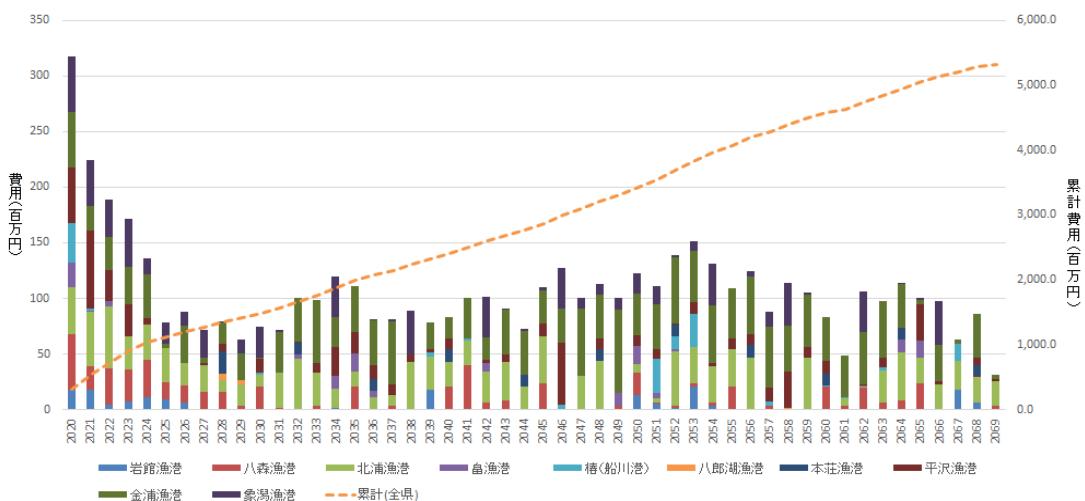
<橋梁（秋田県橋梁長寿命化修繕計画（令和7年4月））>

- 長寿命化修繕計画に基づく修繕を実施した場合の50年間の費用（シナリオ1）と、従来の事後保全型の修繕を実施した場合の50年間の費用（シナリオ2）を比較した結果、長寿命化修繕計画の効果として、50年間で約1,660億円のコスト削減が見込まれます。



<漁港（秋田県 漁港施設長寿命化計画（令和3年1月））>

- 計画期間50年間で長寿命化計画に基づく対策を実施した場合の費用は約53億円となり、従来の事後保全による対策をした場合の費用を比較した結果、長寿命化計画の効果として、50年間で8億円のコスト削減が見込まれます。



4 技術職員数の確保

- 技術職員（農業土木、林業、土木、建築）は、近年の職員採用試験において、人口減少に伴う新規学卒者数の減少や、民間企業の採用活動の活発化等を背景として受験者数が減少傾向にあり、人材確保が難しくなっています。
- 現在、職員数が多い40歳代後半から50歳代までの職員の退職に伴い、必要な人員を確保できないことが懸念され、専門職種の確保や技術やノウハウ等の継承が懸念されます。
- 近年、豪雨、台風、大雪などの自然災害が激甚化・頻発化に伴い、災害対応が増加する中、技術職員の確保が課題となっています。
- 適切な人員管理と多様な人材の確保に向けて、技術系職種の試験申込者数の拡大に努めます。

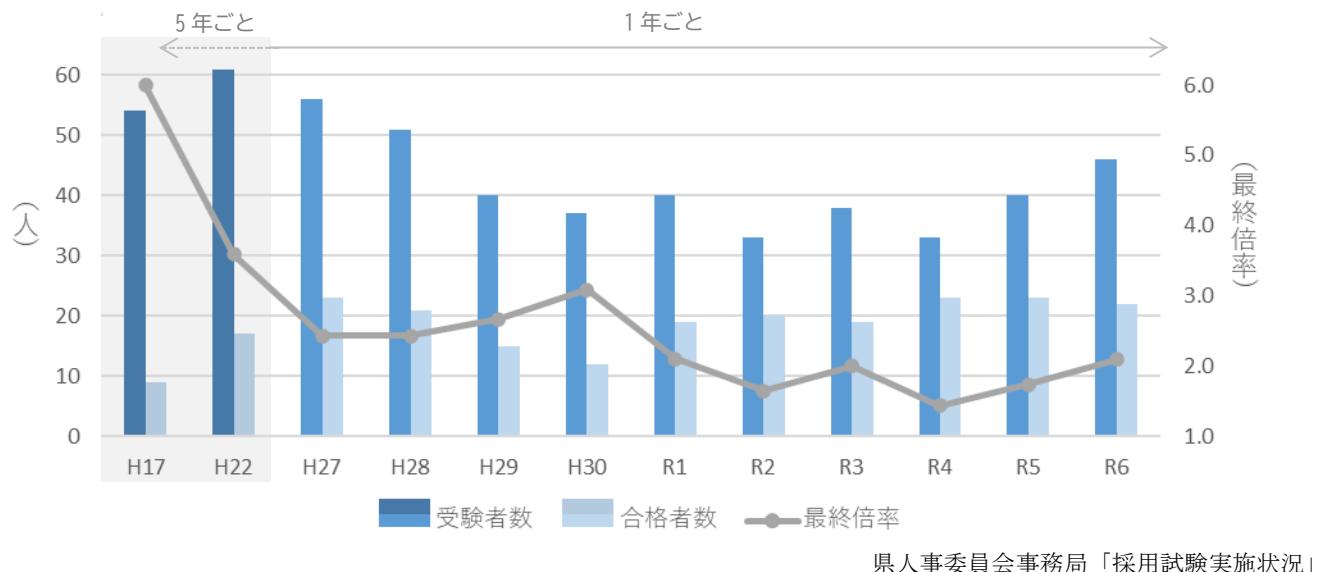


図 16 採用試験受験者数及び最終合格者数（大卒・技術職員）

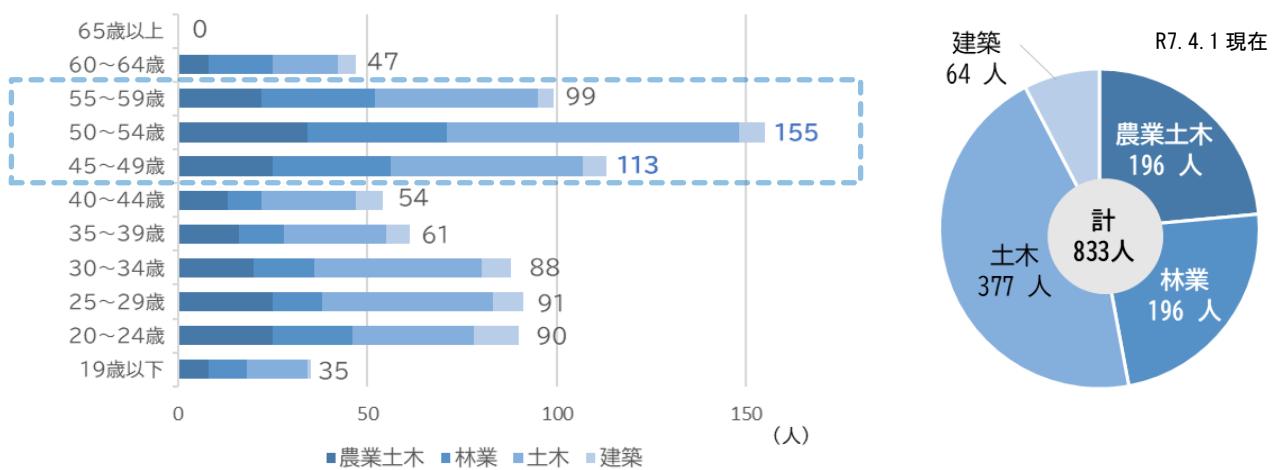


図 17 技術職員の職種別・年齢別人数

県人事課データ

第3章 公共施設等の効果的かつ効率的なマネジメント

人口減少下においても持続可能な行政サービスの提供や県民が安全・安心に公共施設等を利用できる社会を実現するため、公共施設等に係るマネジメントに関する事項を定めます。

1 目標

【公共施設（インフラ施設を除く）】

施設等の総量とサービスの適正化を図りながら、将来の秋田を担う世代に大きな負担を残すことなく、できる限り良好な状態で引き継いでいくため、行政サービスに必要な機能を確保し、公共施設（インフラ施設を除く）の全体延べ床面積を縮減します。

- 令和17年度までに延べ床面積を8%縮減します。

[※ 対象は、個別施設計画を策定している公共施設（インフラ施設を除く）とする]

【インフラ施設】

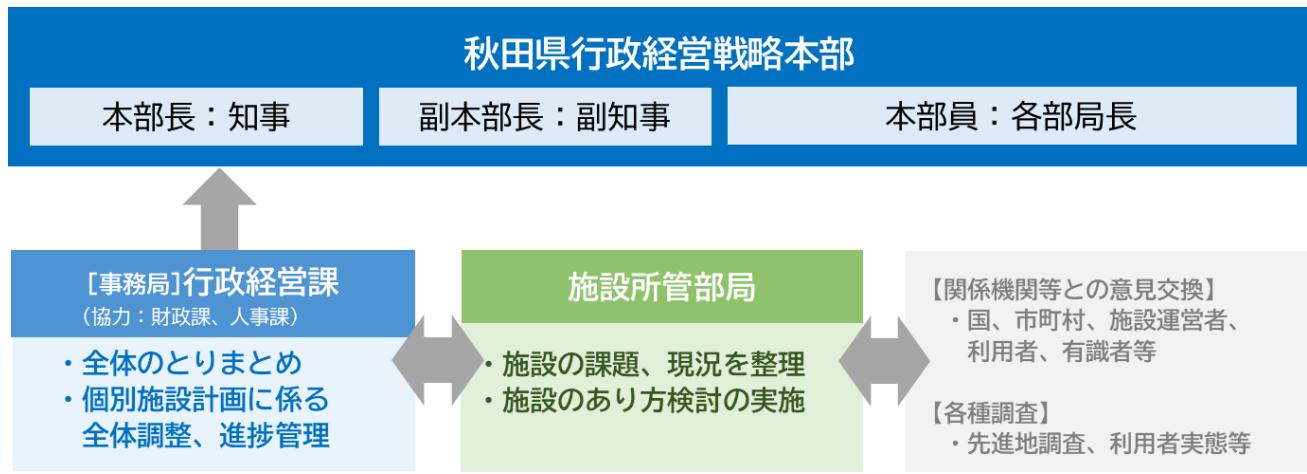
インフラ施設は、第2期計画から新たに目標を設定し、県民の安全・安心の確保に万全を期してまいります。

- 老朽化に起因する重大事故※をゼロとします。

[※重大事故：死亡者が発生する事故等]

2 全庁的な取組体制

- 第2期計画に定める目的や各種方針を着実に推進するため、全庁横断的な組織体制として、知事を本部長、副知事を副本部長、各部局長、教育長及び警察本部長で構成される「秋田県行政経営戦略本部」（以下、「戦略本部」という。）により、全庁横断的に公共施設等のマネジメントに取り組みます。
- 公共施設（インフラ施設を除く）は、所管部局、営繕課及び行政経営課が相互に協力する体制を構築することで、適正な維持管理等や効果的かつ効率的なマネジメントに努めます。
- インフラ施設は、各省庁が示す方針等に基づく個別施設計画に従い、適正な管理に努めます。



3 PDCAサイクルの構築

- 第2期計画は、戦略本部においてPDCAサイクルを推進します。併せて、公共施設（インフラ施設を除く）の修繕予算は、行政経営課が一元的な視点により調整を行うことで、マネジメントに努めます。
- インフラ施設は、各省庁が示す方針等に基づきPDCAサイクルを分類ごとに実施します。

Plan（計画）

- ・ 戦略本部は、第2期計画を策定し、公共施設等の効果的かつ効率的なマネジメントの方針と数値目標を定めます。
- ・ 施設所管課は、第2期計画の基本的な方針に基づき、各施設の具体的な管理を行うための実施計画となる個別施設計画等を策定します。

Do（実行）

- ・ 戦略本部は、全庁横断的に公共施設等のマネジメントに取り組みます。
- ・ 施設所管課は、策定した個別施設計画等に基づき、施設の維持管理等及び今後の方向性に向けた取組を実行します。
- ・ 施設所管課は、目標使用年数が残り15年以内の公共施設について、基本方針に基づき、施設のあり方検討を実施します。

Check（評価）

- ・ 施設所管課は、基本方針に基づき評価を実施し、戦略本部に進捗状況等を報告します。
- ・ 戦略本部は、計画の進捗状況等を評価し、必要に応じて取組を強化します。

Action（改善）

- ・ 戦略本部は、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて方針等の見直しを行います。
- ・ 施設所管課は、評価結果を踏まえ、必要に応じて個別施設計画等の見直しを行います。



図 19 PDCAサイクルのイメージ

4 公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方

- インフラ長寿命計画等の各種計画等との整合性を図るとともに、基本方針並びに以下に示す基本的な考え方を踏まえ、公共施設等の総合的なマネジメントを推進します。

(1) 施設の点検・診断等

- ・ 各種法令に基づく法定点検や国が示すガイドライン等を基本に点検・診断等を進めます。また、公共施設等の性質や地域の実情等を勘案するとともに、必要に応じて県独自の基準を整備し、点検・診断等を進めます。
- ・ 定期的な点検のほか、現況確認や利用者等からの情報収集など日常的な取組から不具合等の早期発見に努めます。
- ・ 点検・診断等の結果に関する情報は台帳等に記録・管理し、維持管理等の計画に反映させることで、中長期的なメンテナンスサイクルを構築し、トータルコストの平準化を図ります。

(2) 維持管理等

- ・ 公共施設等を適正に管理するため、維持管理等が効率的で計画的かつ経済的な手法となるよう十分な検討を行うとともに、利用状況、コスト等を分析し、費用対効果の観点から管理水準を精査するなど、実態や今後のあり方に即した取組を推進します。
- ・ 維持管理等は、対症療法的な「事後保全型管理」から「予防保全型管理」への転換を進め、施設の長寿命化を促進し、トータルコストの縮減等を図り県民の将来負担が最小となるよう努めます。
- ・ インフラ施設は、施設の耐久性の向上に資する材料や工法等を比較検討の上で採用し、適正な維持管理等を行うことで、更新周期の延伸を図ります。
- ・ 維持管理等に当たっては、公共施設等適正管理推進事業債^①をはじめとする有利な地方債の積極的な活用を図ります。

(3) 新技術・デジタル技術等の活用

- ・ 公共施設等の維持管理等における担い手不足の課題を解決するため、業務の効率化、省人化、高度化を実現するデジタル技術などの新技術を導入します。
- ・ インフラ施設の点検・診断においては、無人航空機（UAV）や人工知能（AI）などの新技術やデジタル技術の活用による安全性確保に加え、NETIS^②等の国が推

^① 公共施設等の集約化、複合化、長寿命化、除却等の事業に充てることができる地方債となっています。活用に当たっては、公共施設等総合管理計画や個別施設計画の策定が要件となっています。

^② ネティス（New Technology Information System の略）は、民間企業等により開発された新技術に係る情報を共有及び提供することを目的とした国土交通省が運用するデータベースのことです。

第3章 公共施設等の効果的かつ効率的なマネジメント

奨する取組や他自治体の先進事例も参考とすることで、維持管理等の費用の削減と作業の省力化を図ります。

- 特に目視が困難である高所での点検・診断、及び災害時の被災状況調査において、無人航空機（UAV）等の活用を検討します。

[平成 29 年度～令和 6 年度までの実績]

＜参考＞公共施設等適正管理推進事業債の活用実績

- 公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、適正配置を図るため、平成 29 年度に「公共施設等適正管理推進事業債」が創設されました。
- 本県の活用実績は、以下のとおりとなっています。

(表 9 公共施設等適正管理推進事業債活用実績 [平成 29 年度～令和 6 年度の実績])

公共施設等適正管理推進事業債	起債充当額	主な事業
総額	374 億 4 千 1 百万円	-
うち、集約化・複合化事業分	191 億 6 千 7 百万円	あきた芸術劇場、県立学校整備事業
うち、長寿命化事業分	173 億 1 千 6 百万円	県単道路補修事業
うち、除却事業分	7 億 1 千 8 百万円	田沢湖ハイツ解体、教育施設除却事業
うち、転用事業分	1 億 9 千 1 百万円	機動捜査センター整備事業
うち、ユニバーサルデザイン化事業分	4 千 9 百万円	県庁舎維持管理事業
うち、立地適正化事業分	なし	-

- 集約化・複合化事業：建築物（公民館等）における延べ床面積や非建築物（グラウンド等）における維持管理経費等の減少する事業
- 長寿命化事業：【公用建物】施設の使用年数を、法定耐用年数を超えて延長させる事業
【社会基盤施設】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
- 除却事業：公共施設等の除却を行う事業
- 転用事業：他用途への転用事業
- ユニバーサルデザイン化事業：公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業
- 立地適正化事業：コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

<コラム① 新技術・デジタル技術の活用事例>

【無人航空機（UAV）による点検の事例】

従来、高所や危険な場所、広範囲にわたる設備の点検では、組立足場のほか、高所作業車を使用する等の方法が一般的でしたが、これらの作業には多くの時間、コストがかかる上、作業者の安全確保において課題が伴います。こうした課題に対し、無人航空機（UAV）の活用により、点検時間の短縮、コストの削減、安全性の向上を実現しています。



【浮流式カメラによる下水管路の点検の事例】

人が立ち入る事が難しい下水管路内について、汚水の流れを利用し、カメラを流下させ点検する技術です。管路内の状況を撮影・記録し、画像分析により劣化診断を行います。



【AI活用による道路・トンネルの点検の事例】

AIを活用して道路の損傷状況を自動的に検知・分析できる「道路維持管理システム」を令和7年度から県道路線において本格導入しています。パトロール車両に搭載したカメラで撮影した映像をAIが解析し、穴ぼこ、ひび割れ、わだち掘れ、白線剥離等を検出します。検出結果は地図情報と紐づけられ、補修の優先度などを判断するために活用されています。



(4) 施設の安全確保

- ・ 点検・診断等の結果により危険度が高いと判断される施設や、損傷が著しく安全性を確保できない施設は、速やかに使用を中止し安全対策等の措置を講じるとともに、優先度に応じて機能回復を図ります。また、同種の施設についても早急に緊急な点検を行い、事故の未然防止に努めます。
- ・ 老朽化等により供用が廃止され将来にわたり利用見込みがない公共施設（インフラ施設を除く）は、立入禁止等の安全措置を講じるとともに、防災・防犯・事故防止の観点から適切な時期での除却等を検討します。
- ・ インフラ施設が地震や大雨災害等の自然災害により被災した際には、災害協定等に基づき、秋田県建設産業団体連合会^①等の各種団体に協力を要請するなど、関係機関の協力のもと、迅速な対応と早急な復旧を図ります。

(5) 施設の耐震化

- ・ 公共施設（インフラ施設を除く）は、「県有建築物の耐震改修実施方針」に基づき、特定建築物^②の耐震改修を進め、平成27年度末に全て完了しています。特定建築物以外の施設について、順次耐震化を図ります。
- ・ インフラ施設は、災害時の応急活動を支える重要な基盤となる道路や港湾、空港等は優先的に耐震化を進めるほか、その重要度や利用状況を考慮し、長寿命化対策と併せて計画的な耐震化を図ります。

(6) 適正な規模や配置の見直し

- ・ 持続的な行政サービスを提供するため、多様な主体による必要な機能の確保を図るとともに、利用者のニーズ調査や利用状況等を踏まえた施設のあり方検討を実施します。
- ・ 行政サービスの充実と県民の利便性向上を実現する観点から、施設の集約・複合化等による機能強化を図ります。
- ・ 公共施設等は、国・市町村・民間等の区分にとらわれずに一体的にマネジメントする「全体最適^③」の考え方に基づき、共同設置や複合化の検討を実施します。
- ・ インフラ施設は、その性質や重要度が施設分類や地域の実情等により、大きく異なることから、各省庁が示す方針等に基づき対応します。

^① 建設業及び関連する産業に属する業者で構成され、建設産業における各業種間の緊密な協力関係を確立するとともに、建設産業全体の健全な発展及び社会的地位の向上を図るための事業を行う団体です。

^② 耐震改修促進法で規定される、多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、例えば、高等学校や庁舎は階数3以上で延べ床面積1,000 m²以上となっています。

^③ 人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する提言を踏まえ、スポーツ施設や社会教育施設、公営住宅など、一定のエリア内に重複して存在する施設について、県と市町村が適正な規模や配置の見直しについて連携を図るという考え方です。

＜コラム② 公共施設等のあり方検討＞

【道路の在り方勉強会】

人口減少下にある本県において、全ての道路施設を現在と同水準で維持管理等するのは将来的に困難であることから、厳しい財政状況下にあっても効率的な道路の維持管理等に関するあり方を探るため、令和7年度から勉強会を発足し検討を進めているところです。

【児童会館の在り方検討】

児童会館は隣接する生涯学習センターとともに昭和55年に開館し、築45年を経過しています。館内には大型遊具やプラネタリウムのほか「子ども博物館」及び「こども劇場」を備え、利用者数が多く県民ニーズの高い施設ですが、老朽化による修繕費の上昇など運営上の課題が顕著となっています。令和7年度に「秋田県児童会館の機能等の在り方検討委員会」を立ち上げ、統廃合や存続を含め幅広く議論し、その意見を参考に今後の方向性を定めます。



【社会教育施設の在り方検討】

少年自然の家や生涯学習センターなどの社会教育施設 12 施設について、「県立社会教育施設在り方検討委員会」により、今後のあり方に關して検討を行い、内容を報告書にまとめました。人口減少や生活様式の多様化等により施設の利用環境が大きく変化することを鑑み、これまで同様の施設の機能、規模及び配置を継続することが必要なのか、改めて見直しを図ることが必要と考えています。



生涯学習課所管社会教育施設（旧奈良家住宅除く）一覧

施設名	所在地	建設年	経過年数	敷地面積	延床面積	備考
大館少年自然の家	大館市	昭和49年	50年	147,211 m ²	3,245 m ²	所有地：大館市
保戸野山少年自然の家	横手市	昭和53年	46年	78,092 m ²	3,333 m ²	所有地：横手市
岩城少年自然の家	由利本荘市	昭和58年	41年	66,461 m ²	4,805 m ²	所有地：由利本荘市
自然体験活動センター	八峰町	平成19年	17年	7,465 m ²	2,660 m ²	所有地：八峰町
生涯学習センター	秋田市	昭和55年	44年	4,392 m ²	6,300 m ²	
青少年交流センター	秋田市	平成11年	25年	40,061 m ²	8,453 m ²	
県立図書館	秋田市	平成5年	31年	7,444 m ²	12,446 m ²	公文書館含む
あきた文学資料館	秋田市	平成6年	30年	5,897 m ²	875 m ²	
県立博物館	秋田市	昭和49年	50年	15,000 m ²	11,953 m ²	
農業科学館	大仙市	平成2年	34年	89,899 m ²	5,033 m ²	所有地：大仙市
県立美術館	秋田市	平成24年	12年	2,378 m ²	3,747 m ²	
近代美術館	横手市	平成5年	31年	—	11,167 m ²	あきたふるさと村敷地内
合計				464,300 m ²	74,017 m ²	

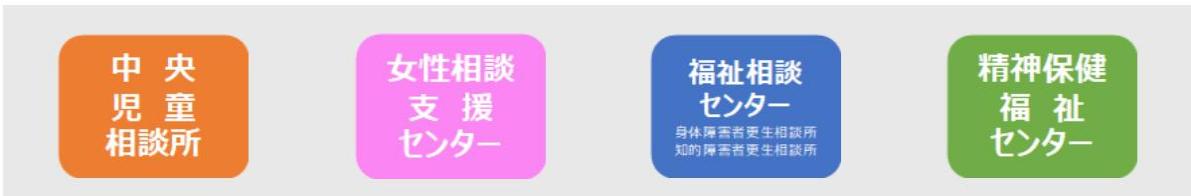
※経過年数は、建設年から経過した年数（令和6年4月時点）

敷地面積合計：近代美術館除く

<コラム③ 集約等の取組事例>

【子ども・女性・障害者相談センター（集約）】

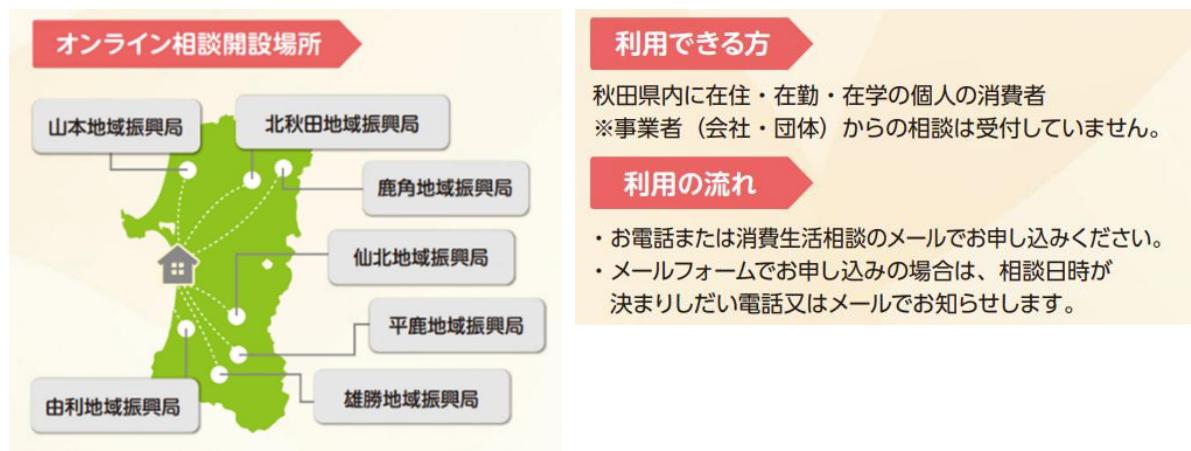
県の「中央児童相談所」「女性相談支援センター」「福祉相談センター」「精神保健福祉センター」の4つの機関が移転・統合し、令和5年4月に「秋田県子ども・女性・障害者相談センター」として開所しました。各相談機関の施設の老朽化による更新の時期が同時期であったことから、集約により更新しました。整備費等の縮減が図られたほか、4つの機関が一体となることで、複雑で多様な相談にも柔軟に対応することが可能となりました。



秋田県子ども・女性・障害者相談センター

【生活センター（集約）】

生活センターは、これまで県内3拠点（中央、県北、県南）で運用していた相談体制を見直し、中央の生活センターに機能を一本化しました。拠点の減少により利用者の利便性を損なわないよう、オンライン相談を導入しています。これにより、自宅や県内7カ所の地域振興局からの相談が可能となりました。中央センターの職員がオンラインで相談に応じるため、業務の効率化と相談体制の強化が図られています。利用者にとっても利便性向上を実現した事例となっています。



＜コラム④ 施設の機能改善の取組事例＞

【行政手続きのオンライン化】

県と市町村が共同で「秋田県電子申請・届出サービス」を整備し、平成30年度から運用しています。申請書類の作成や提出をデジタル化することで、開庁時間に合わせて窓口へ出向く必要がなくなり、交通費の負担や時間に制約されることなく手続きを行うことができます。

【使用料・手数料等のキャッシュレス納付】

いくつかの県有施設で、入場料や手数料の支払にクレジットカードや電子マネーなどのキャッシュレス決済が使えるようになりました。これにより、県証紙の購入や現金の受渡しが不要となり、利便性が向上しています。

また、納入通知書等について、これまでの銀行等での支払いに加え、コンビニ納付やeL-QRコードを活用したキャッシュレス納付ができるよう、環境の整備を進めています。

【コワーキングスペースの設置】

県庁第二庁舎の秋田県産業振興プラザ内に「ACTIVE！スペース」を設置しています。個室ブースや作業用スペースがあり、リモートワークや出張の仕事など、様々な用途で利用することができます。また、企業によるイベント開催のほか利用者が各種経営相談を受けることができ、人脈づくりにも役立つことができます。



第3章 公共施設等の効果的かつ効率的なマネジメント

(7) 市町村等との連携

- ・ 公共施設（インフラ施設を除く）の全体最適を図るため、県が設置する「公共施設等総合管理計画推進協議会」等を通じて国や市町村等との施設の共同設置や複合化等の連携を推進します。
- ・ インフラ施設は、「秋田県道路メンテナンス会議^①」や「秋田県生活排水処理事業連絡協議会^②」など、各々の公共施設等の協議体により、国や市町村等との協働によるマネジメントを推進します。

＜コラム⑤ 連携等の取組事例＞

【あきた芸術劇場ミルハスの整備（県・市連携事例）】

県が所有する「県民会館」と秋田市が所有する「秋田市文化会館」という2つの文化施設の老朽化が進んでいたことから、県・市共同で「あきた芸術劇場（ミルハス）」を整備し、令和4年9月にグランドオープンしました。

県・市が連携し整備することで、整備費や運営管理費などのコスト削減につながったほか、様々な芸術・文化活動に対応する機能を集約した県内最大級となる文化施設として、これまで受け入れができなかった大規模イベントなどの誘致が可能となりました。



【汚泥処理の広域化・共同化（県・市町連携事例）】

県北部の3市3町1組合が管理する下水道終末処理場7ヶ所と、し尿処理場3ヶ所から発生する汚泥を、県の流域下水道大館処理センターにおいて集約処理しています。各し尿処理施設における焼却炉の更新が不要となることに加え、汚泥処理施設が地域内に位置することによる輸送コストの削減も図られました。

^① 平成26年5月に設立し、国・県・市町村の道路管理者が、技術力の向上、インフラ長寿命化の推進、道路インフラの維持管理等について情報共有や課題解決への連携体制を構築しています。

^② 平成22年4月に設立し、下水道事業を始めとする生活排水処理事業について県と市町村が連携し、処理施設の統廃合や維持管理業務の共同化等の取組を進めています。令和元年5月、下水道法第31条の4で規定する法定協議会へ移行しました。

【児童家庭支援センター「こねくと」（県・市連携事例）】

にかほ市総合福祉交流センター「スマイル」内に、秋田県児童家庭支援センター「こねくと」を設置しています。県はにかほ市の施設に入居することで、施設の整備・修繕費用の負担を軽減でき、にかほ市は施設の空きスペースを有効活用できるため、双方にメリットがあります。

【平鹿地域振興局と横手市との機能合体（県・市連携事例）】

平鹿地域振興局と横手市が同一フロアで執務を行うほか、類似事業等の連携実施等、分野毎に機能合体を推進しています。横手市施設には観光・物産分野をワンフロア化し、平鹿地域振興局内に商工・農林・建設分野をワンフロア化しています。これにより、業務の効率化や施設に係る運営費・修繕費用の縮減が図られています。

【道路・橋梁の維持管理（県・市町村連携事例）】

○県による市町村道パトロール

道路ネットワークの共働に関する協定を締結し、県が市町村道の定期パトロール及び軽微な応急対応を行っています。パトロールの一体化により、効率的で良好な維持管理が図られています。

○交換除雪

県・市町村が道路の管理区分にとらわれず、相互に乗り入れを行う除雪効率化を実施しています。除雪作業の効率化や走行区間の縮減が図られています。

第3章 公共施設等の効果的かつ効率的なマネジメント

(8) 公民連携手法の活用

- ・ 公共施設等の整備・運営に当たっては、「公民連携手法導入優先的検討方針（秋田県）」に基づき、民間の技術力や資金力を活用する指定管理者制度や PPP/PFI 等の公民連携手法の導入促進を図ります。
- ・ 県が設置した「あきた公民連携地域プラットフォーム^①」の場を活用し、产学研官金の連携の強化・専門的な技術・知識の習得を推進するほか、サウンディング（官民対話）^②の実施などを通じて、県内事業者の公民連携手法への導入促進を図ります。

<コラム⑥ 公民連携の取組事例>

【新県立体育館整備・運営事業（PFI 手法活用事例）】

令和 10 年秋の開館に向け整備を進めている新県立体育館は、大規模なアマチュア競技大会や、B リーグ、SV リーグなどのトップスポーツの興行に対応するほか、体力診断などアスリートを支える機能を備えることとしています。また、コンサート等のイベント開催のほか、広場や遊具等を整備し、県民が集い、賑わいの創出にも寄与する施設を目指しています。

こうした多様な機能を有する新県立体育館の整備・運営を効果的に行うため、民間事業者のノウハウや創意工夫が期待できる PFI 手法を導入しており、民間事業者と連携しながら質の高いサービスの提供を図ります。



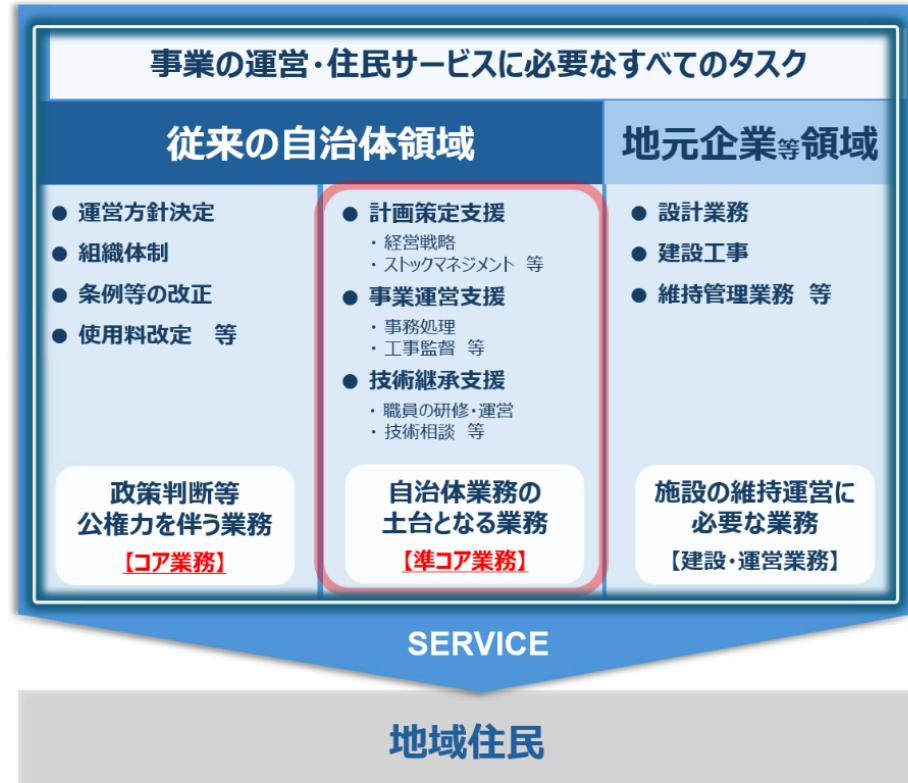
※ イメージ図

^① 地域の企業・団体、金融機関、行政機関等により構成され、公共施設等の PPP/PFI 事業に関する専門的な技術・知識の習得を図るとともに、導入促進に向けた取組を推進することを目的に令和 4 年 3 月に設置しました。

^② 民間事業者と直接対話をして、事業内容や事業スキーム等に関し、民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行うことです。

【株式会社 ONE・AQITA（公民連携事例）】

令和5年11月に県・市町村の生活排水処理事業等の運営の効率化を目的とした官民出資会社「ONE・AQITA」（ワン・アキタ）を設立しました。県と県内25市町村、東京に本社を置き上下水道事業を行う株式会社日水コンと、秋田市の株式会社秋田銀行、株式会社友愛ビルサービスの3社が出資しています。設備老朽化や人口減少による収入減、技術職員の不足といった共通の課題に対応し、下水道を持続的に管理・保全するため、自治体の土台となる事務（準コア業務）のサポートを担っています。



第3章 公共施設等の効果的かつ効率的なマネジメント

(9) 施設のユニバーサルデザイン化

- 「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例^①」に基づき、人種や性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、誰もが安心して利用できる公共施設等の実現を目指して、ユニバーサルデザイン化に努めます。

<コラム⑦ ユニバーサルデザイン化の取組事例>

【秋田地方総合庁舎1階の男女共用トイレ】

多様性に満ちた社会の実現に向け、誰もが使いやすい施設を目指し、県有施設のユニバーサルデザイン化を推進します。

国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下、「建築設計標準」という。）を参考に、秋田地方総合庁舎の1階に男女共用トイレを整備しました。これまででは、車椅子使用者用トイレにオストメイト用設備^②や乳幼児用設備（おむつ交換台）などを設置していましたが、建築設計標準の改定により、これらの機能を分散化して設置しています。

また、どのような設備か容易に分かるようJIS規格に従ったピクトグラムを表示しています。



^① 差別を解消し、県民が安心して暮らすことができ、かつ、持続的に発展することができる社会を目指し、令和4年4月に施行されました。

^② 人工肛門や人工膀胱の方が外出先で排泄物の処理や装具の交換ができるように設けられた専用の設備です。

第3章 公共施設等の効果的かつ効率的なマネジメント

(10) 施設の脱炭素化

- 「秋田県環境保全率先実行計画（第五期）^①」や「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画^②」等に基づく、エネルギー使用量の削減や再生可能エネルギーの活用等の各種取組により、公共施設等の脱炭素化に努めます。
- 「秋田県木材利用促進条例^③」や「あきた県産材利用推進方針^④」等に基づき、公共施設等への県産木材の利用を推進することで、脱炭素化を推進します。

＜コラム⑧ 脱炭素化の取組事例＞

【秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業】

下水道（生活排水処理）事業の新たな取組として、未利用地を活用し、太陽光発電、風力発電、消化ガス発電（流域3市4町1村からの汚水（バイオマス）を活用した発電）の3つの再生可能エネルギー発電設備を整備しています。

発電した電力の一部を近くの公共施設（産業技術センター、武道館など10施設）に供給することにより、地域の脱炭素化と下水道事業の経営力のアップを目指しています。供給開始は、令和9年度を予定しています。



- 県が行う事務・事業における環境負荷の低減に取り組んでいくため、令和4年3月に策定しました。
- 温室効果ガスの削減に向けた様々な取組のほか、環境教育や普及啓発活動等の地球温暖化対策の一層の充実や加速を図ることとし、平成29年3月に策定、令和4年3月に改定しました。
- 木材の優先利用を促進することにより、県内の林業及び木材産業の振興を図り、本県の経済の活性化に寄与することを目的として、平成28年4月に施行されました。
- 公共建築物の木造化、内装木質化並びに公共土木事業等への県産材の利用を一層推進するため、県が率先し木材利用を推進するとともに、様々な分野で県産材利用を実践していくことを目的として策定しています。

(11) 県民の理解醸成

- ・ 第2期計画の推進には県民の理解が欠かせないことから、各種媒体を活用した十分な広報やパブリックコメント等の機会を活用するとともに、県民に分かりやすく丁寧な説明を行います。
- ・ 情報の提供は、施設の機能や利用状況、必要に応じて地域特性を踏まえたデータの分析を行うほか、分かりやすく「見える化」等による工夫することで、県民の理解醸成に努めます。

＜コラム⑨ 県民の理解醸成の取組事例＞

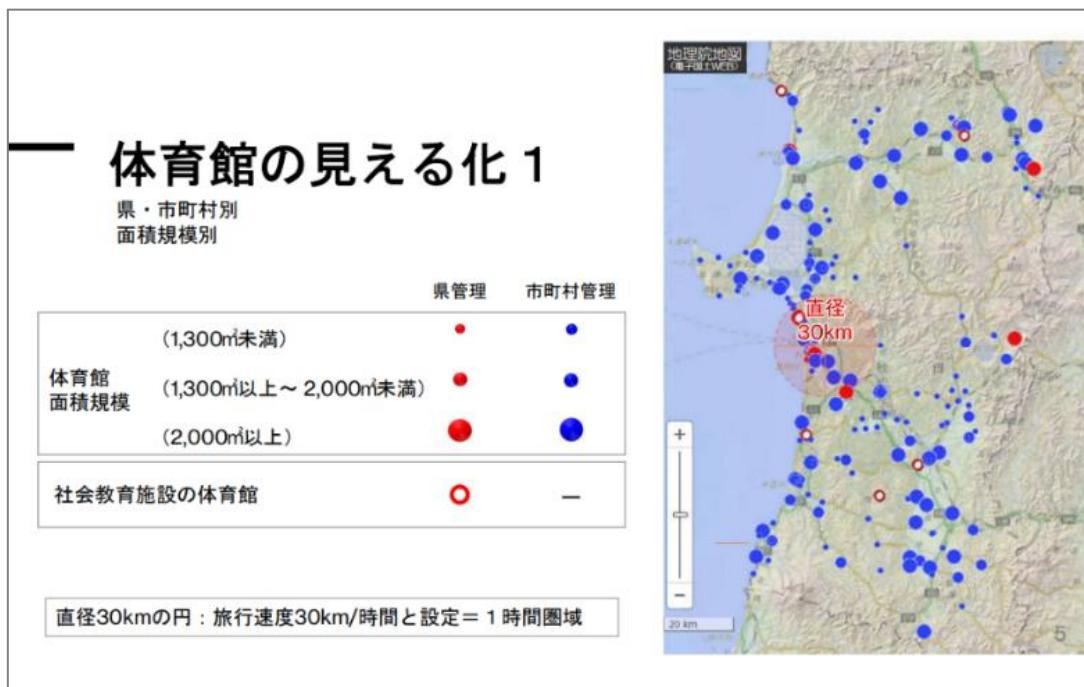
【秋田県公共施設カルテ】

県が所有・管理する公共施設（インフラ施設を除く）の現状や課題について県民理解を深めることを目的に「秋田県公共施設カルテ」を作成・公表しています。

各施設の所在地や延べ床面積といった基本情報のほか、施設の目標使用年数からの残年数、利用状況、維持管理費用などが施設毎にまとめられています。

【秋田県の公共施設の見える化】

県が所有・管理する公共施設（インフラ施設を除く）のほか、県内市町村が所有・管理する公共施設の立地状況等を地図に「見える化」しています。地図上に公共施設の場所や規模、老朽化状況を示すほか、メタデータ（そのデータの特性、内容、構造、管理方法などを記述・説明するための付加的な情報）、利用状況、維持管理コスト等についても確認できます。



第3章 公共施設等の効果的かつ効率的なマネジメント

(12) 遊休施設の利活用等

- ・ 現在利用されていない遊休施設について、府内での利活用を優先的に検討するほか、所在する市町村や他機関との調整により利活用の促進を図ります。
- ・ 利用見込みがない施設は、財政負担の軽減と効果的な財産活用の観点から、民間への貸付や売却のほか、計画的な除却を推進します。

＜コラム⑩ 他県の取組事例＞

【奈良県五條総合庁舎・五條市役所庁舎（国・県・市連携事例）】

奈良県と五條市が国・県・市の施設を集約した新庁舎を合同で整備した事例です。入居団体は、五條市役所及び県の出先機関（農林振興事務所・土木事務所・保健所）、国のふるさとハローワークとなっています。同市役所の老朽化と同県の南部地域再配置の検討が同時期に進行していたことがきっかけとなりました。合築により、庁舎規模をコンパクトに抑え、市と県で会議室などを共有することで、経費の削減が図られています。



【徳島中央警察署大道交番（民間施設の間借り事例）】



徳島市内の秋田町交番・新町交番を統合した「大道交番」を、同市内の商業ビルの1階に「テナント型交番」として設置しています。施設整備費用等のイニシャルコストが大幅に削減されたほか、比較的、短期間で供用を開始できるとともに、今後の地域、社会情勢の変化に対しても、新築する場合と比べて、柔軟な対応が可能となっています。

【鳥取県西部総合事務所3号館・米子市役所糀町庁舎（県・市連携／PFI手法活用事例）】

鳥取県と米子市役所が庁舎を共同整備した事例です。県・市の関係部局が同一庁舎で業務を行うことにより、住民サービスの向上と業務効率化が図られています。

PFI手法により整備され、代表企業を県内事業者が務めています。地元企業の出資・発注比率が高く、整備・運営に多くの地元企業が参画していることが特徴となっています。



第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

公共施設等の類型は、多岐にわたっており、それぞれの類型の性質に応じて、管理の考え方や手法が異なります。第2期計画では、「第3章 公共施設等の効果的かつ効率的なマネジメント」を踏まえ、次のとおり、施設類型ごとの管理に関する基本方針を定めることとします。

1 公共施設（インフラ施設を除く）

2 インフラ施設

- (1) 道路
- (2) 河川・ダム
- (3) 砂防
- (4) 建設海岸
- (5) 下水道
- (6) 港湾
- (7) 港湾海岸
- (8) 空港
- (9) 公園
- (10) 農業水利施設
- (11) 漁港
- (12) 漁港海岸
- (13) 森林整備施設
- (14) 交通安全施設
- (15) 電気事業施設
- (16) 工業用水道事業施設

1 公共施設（インフラ施設を除く）

① 全体方針

人口減少下においても持続可能な行政サービスの提供と県民が安全・安心に公共施設を利用できる社会の実現を目指します。また、効果的かつ効率的なマネジメントを実施していくため、以下の実施方針等により適切な維持管理を行います。

② 点検・診断等の実施方針

各種法令に基づく法定点検や国が示すガイドライン等を基本に点検・診断等を進めます。また、公共施設の性質や地域の実情等を勘案するとともに、必要に応じて県独自の基準を整備し、点検・診断等を進めます。

定期的な点検のほか、現況確認や利用者等からの情報収集など日常的な取組から不具合等の早期発見に努めます。

点検・診断等の結果に関する情報は台帳等に記録・管理し、維持管理等の計画に反映させることで、中長期的なメンテナンスサイクルを構築し、トータルコストの平準化を図ります。

③ 維持管理等の実施方針

適正に管理するため、維持管理等が効率的で計画的かつ経済的な手法となるよう十分な検討を行うとともに、利用状況、コスト等を分析し、費用対効果の観点から管理水準を精査するなど、実態や今後のあり方に即した取組を推進します。

維持管理等に当たっては、公共施設等適正管理推進事業債をはじめとする有利な地方債の積極的な活用を図ります。

④ 安全確保の実施方針

点検・診断等の結果により危険度が高いと判断される施設や、損傷が著しく安全性を確保できない施設は、速やかに使用を中止し安全対策等の措置を講じるとともに、優先度に応じて機能回復を図ります。また、同種の施設についても早急に緊急な点検を行い、事故の未然防止に努めます。

老朽化等により供用が廃止され将来にわたり利用見込みがない施設は、立入禁止等の安全措置を講じるとともに、防災・防犯・事故防止の観点から適切な時期での除却等を検討します。

⑤ 耐震化の実施方針

「県有建築物の耐震改修実施方針」に基づき、特定建築物の耐震改修を進め、平成27年度末に全て完了しています。特定建築物以外の施設について、順次耐震化を図ります。

⑥ 長寿命化の実施方針

対症療法的な「事後保全型管理」から「予防保全型管理」への転換を進め、施設の長寿命化を促進し、トータルコストの縮減等を図り県民の将来負担が最小となるよう努めます。

⑦ 適正な規模や配置見直しの実施方針

持続的な行政サービスを提供するため、多様な主体による必要な機能の確保を図るとともに、利用者のニーズ調査や利用状況等を踏まえた施設のあり方検討を実施します。

行政サービスの充実と県民の利便性向上を実現する観点から、施設の集約・複合化等による機能強化を図ります。

国・市町村・民間等の区分にとらわれずに一体的にマネジメントする全体最適の考え方に基づき、共同設置や複合化の検討を実施します。

○各種計画に基づく実施

県立高等学校や特別支援学校については、「秋田県高等学校総合整備計画」や「秋田県特別支援教育総合整備計画」、県営住宅については、「秋田県営住宅等長寿命化計画」といった各種計画において施設の今後の方向性を定めており、各種計画に基づき取組を推進します。

○あり方検討委員会等による協議・報告に基づく実施

社会教育施設（「県立社会教育施設在り方検討委員会」）や児童会館（「秋田県児童会館の機能等の在り方検討委員会」）のように、各施設所管部局において、必要に応じてあり方検討の実施により施設の方向性を検討します。

2 インフラ施設

(1) 道路

① 全体方針

人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、今後の道路施設のあり方について検討を進めるとともに、社会経済活動を支える根幹的なネットワークとしての機能を発揮できるよう適切なマネジメントを推進します。

② 点検・診断等の実施方針

「道路法施行規則の一部を改正する省令（国土交通省）」を踏まえ、橋梁・トンネル・大型構造物について、5年に1回、近接目視による定期点検を実施するとともに、「道路橋定期点検要領（国土交通省）」等に基づき、4つの判定区分により、健全度を診断します。このほか、道路パトロール等の日常点検により常態的な状況把握に努めるとともに、橋梁情報提供システムや道路施設管理システム等を活用し、メンテナンス情報の蓄積を図ります。

道路の舗装点検におけるAIの活用や橋梁点検におけるUAVの活用など、新技術やデジタル技術等を活用することで、点検作業の省力化とトータルコストの縮減に努めます。

③ 維持管理等の実施方針

点検・診断等の結果により区分した健全度のほか、道路施設に求められる機能やライフサイクルコスト等を踏まえて策定した「秋田県橋梁長寿命化修繕計画」や「秋田県トンネル長寿命化修繕計画」などに基づき、適切な規模や時期等を総合的に勘案した上で、維持管理・更新等に取り組みます。

国・県・市町村の道路管理者が参画する「秋田県道路メンテナンス会議」において、老朽化対策や長寿命化の推進、技術力の向上等について情報共有や協議を行うなど、県内の道路管理者が一体となってマネジメントを推進します。

④ 安全確保の実施方針

点検・診断等の結果により、危険性が高いと判断される場合や損傷が著しく安全性が確保できない場合のほか、大雨被害等の自然災害発生時の場合においては、速やかに通行止めや通行規制等の措置を行い、二次被害の防止に努めます。

⑤ 耐震化の実施方針

耐震化を要する道路施設のうち、緊急輸送道路を構成する15m以上の橋梁については、対策が完了していないことから、計画的な取組を推進するとともに、長寿命化対策と併せて耐震化を行うことで対策費用の縮減を図ります。

⑥ 長寿命化の実施方針

長寿命化計画に基づく予防保全の推進や新技術の活用など、道路施設の長寿命化に資する取組を推し進めることで、維持管理・更新費等の平準化やライフサイクルコストの縮減に努めます。

⑦ 適正な規模や配置見直しの実施方針

交通量や周辺の拠点施設の有無、代替性など、客観的な指標に基づき、人口減少を踏まえた今後のあり方について検討を行い、適正規模への見直しや統廃合の可能性について整理します。

(2) 河川・ダム

① 全体方針

河川・ダム施設は、生命、財産、生活を守る重要な施設であり、常にその機能の維持と安全性を確保する必要があることから、適切な維持管理を行います。

② 点検・診断等の実施方針

河川施設については、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領（国土交通省）」等に基づき、また、ダム施設については、「ダム総合点検実施要領（国土交通省）」等に基づき、点検及び健全度調査を推進します。また、各施設の定期点検や巡視パトロール等を実施し、異常気象等による施設機能低下の早期把握に努めます。

このほか、NETIS等の新技術やUAV・タブレット等のデジタル技術等の活用により、トータルコストの縮減と点検業務の省力化を図ります。

③ 維持管理等の実施方針

「河川維持管理実施計画（各地域振興局）」等により、適切な規模や時期等を総合的に勘案した上で修繕工事を実施するとともに、地元の自治会やボランティアと協力し、草刈りやゴミ拾い等の河川維持も併せて推進します。

また、施設台帳の整備や情報システムの構築を実施し、河川・ダム・海岸等の施設情報を整理・蓄積・更新することで、状況把握及び適切な維持管理・更新等を行います。

④ 安全確保の実施方針

点検・診断等の結果により、危険性が高いと判断される場合や損傷が著しく安全性が確保できない場合には、部分的な修繕等の応急対策を検討するとともに、優先して機能回復を図ります。

地震・大雨等の自然災害の発生時においては、状況に応じて施設のパトロール及び市町村への情報提供を行います。

⑤ 耐震化の実施方針

河川施設に求められる耐震性能は、治水上や利水上等の重要性により異なり、県民の生命に影響がある場合など、重要性が高い施設については、更新の際など必要に応じて耐震対策を推進します。

ダム施設については、ダム管理事務所を含め、洪水調節等に関する重要な操作機器が設置されていることから、適切な時期に耐震対策を行います。

⑥ 長寿命化の実施方針

点検・診断の結果や施設に求められる機能、ライフサイクルコスト等を踏まえて策定した「秋田県河川管理施設（樋門・樋管、水門、ダム）長寿命化計画」等に基づき、適切な時期での修繕や改修を推進することで、トータルコストの縮減及び平準化を図ります。

⑦ 適正な規模や配置見直しの実施方針

河川改修においては、樋門・樋管の統廃合・集約の検討を行うなど、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた総量抑制の取組を推進します。

(3) 砂防

① 全体方針

砂防関係施設は、豪雨や長雨の影響による土砂の流出を調整、渓岸の浸食を抑制し、土砂災害から人命等を守るための施設（砂防堰堤）に加え、地すべり防止や急傾斜地崩壊防止、雪崩防止を目的とする施設を含み、常にその機能の維持と安全性を確保する必要があることから、適切な維持管理を行います。

一方で、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、施設の周辺状況等も鑑み、施設の点検頻度や方法、「秋田県河川管理施設 砂防関係施設長寿命化計画」の見直し等を隨時行います。

② 点検・診断等の実施方針

「砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）（国土交通省）」に基づき、砂防関係施設の点検や健全度調査を推進します。また、「秋田県砂防関係施設の点検マニュアル」に基づき、巡回パトロール等を実施することで、異常気象等による施設機能低下の早期把握に努めます。

このほか、NETIS等の新技術や UAV・タブレット等のデジタル技術を活用した施設点検により、トータルコストの縮減と施工現場の省力化に努めます。

③ 維持管理等の実施方針

健全度調査の結果等に基づき、適切な規模・時期等を総合的に勘案した上で、修繕工事を実施します。また、施設台帳の整備のほか、砂防 GIS^①等の情報システムの改良を行い、台帳の保管や更新の適正化を図ることで、施設の状況把握及び適切な維持管理を行います。

④ 安全確保の実施方針

点検・診断等の結果により、損傷が著しく緊急性が高いと判断される場合は、部分的な修繕や大型土のうによる施設の保護等の応急対策を検討するとともに、優先して機能回復を図ります。

地震・大雨等の自然災害の発生時においては、状況に応じて施設のパトロール及び市町村への情報提供を行います。

⑤ 耐震化の実施方針

砂防施設のうち、堤高 15m 以上の砂防堰堤については「河川砂防技術基準（案）（国土交通省）」に基づき、耐震化が必要となります。県管理施設においては、耐震性能が確保されていない施設はありません。

⑥ 長寿命化の実施方針

点検・診断の結果や施設に求められる機能、ライフサイクルコスト等を踏まえて策定した「秋田県河川管理施設砂防関係施設長寿命化計画」に基づき、適切な時期での修繕や改修を推進することで、トータルコストの縮減及び平準化を図ります。

⑦ 適正な規模や配置見直しの実施方針

人口減少等の社会情勢の変化に伴い、必要に応じて適正規模への見直しを図ります。

^① GIS(秋田県地理情報システム)を用いて砂防関連の台帳を管理しているシステムです。

(4) 建設海岸

① 全体方針

海岸保全施設は、津波、高潮、海岸浸食等の災害から人命や財産を守る重要な施設であり、常にその機能の維持と安全性を確保する必要があることから、適切な維持管理を行います。

一方で、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、施設の周辺状況等も鑑み、施設の点検頻度や方法、「秋田県海岸保全施設長寿命化計画」の見直し等を隨時行います。

② 点検・診断等の実施方針

「海岸保全施設維持管理マニュアル（国土交通省、農林水産省）」等に基づき、海岸保全施設の点検や健全度調査を推進します。また、施設の定期点検や巡回パトロール等を実施することで、異常気象等による施設機能低下の早期把握に努めます。

③ 維持管理等の実施方針

健全度調査の結果等に基づき、適切な規模・時期等を総合的に勘案した上で、修繕工事を実施します。また、施設台帳の整備及び情報システムの構築を実施し、河川・ダム・海岸等の施設情報を整理・蓄積・更新することで、施設の状況把握及び適切な維持管理を行います

④ 安全確保の実施方針

点検・診断等の結果により、危険性が高いと判断される場合や損傷が著しく安全性が確保できない場合には、部分的な修繕等の応急対策を検討するとともに、優先して機能回復を図ります。

地震・大雨等の自然災害の発生時においては、状況に応じて施設のパトロール及び市町村への情報提供を行います。

⑤ 耐震化の実施方針

地震発生に伴う施設の機能低下の防止のため、老朽化対策と併せた施設改良・更新の際など必要に応じて耐震化を実施します。

⑥ 長寿命化の実施方針

点検・診断の結果や施設に求められる機能、ライフサイクルコスト等を踏まえて策定した「秋田県海岸保全施設長寿命化計画」に基づき、適切な時期での修繕や改修を推進することで、トータルコストの縮減及び平準化を図ります。

⑦ 適正な規模や配置見直しの実施方針

人口減少等の社会情勢の変化に伴い、必要に応じて適正規模への見直しを図ります。

(5) 下水道

① 全体方針

下水道は、生活排水の処理による生活環境の改善・川や海の水質保全だけではなく、雨水の浸水被害の防除の役割も担っていることから、人口減少下においても持続可能な下水道事業の実現を目的に、下水道施設の状況を客観的に評価し、長期的な施設の状況を予測しながら計画的かつ効率的に管理を行います。

② 点検・診断等の実施方針

下水道施設の管理の最適化を目的に策定した「秋田県下水道ストックマネジメント計画(以下、「ストックマネジメント計画」という。)」に基づき、定期的（概ね5年に1度）な頻度で点検し、点検結果の蓄積を行います。

点検結果を施設台帳等に反映し、ストックマネジメント計画に基づく調査等により、施設情報の蓄積及び精度向上を図ります。

③ 維持管理等の実施方針

ストックマネジメント計画に基づく計画的な改築等により、ライフサイクルコストの縮減と平準化を図ります。「下水道維持管理指針（(公社)日本下水道協会）」に基づき、公営企業会計導入に伴う資産調査等により施設全体の統一したデータベースシステムを運用してより効率的な経営を図ります。

国土交通省が実施するAB-Crossプロジェクト（上下水道一体革新的技術実証事業）など、新技術やデジタル技術等の活用について検討し、トータルコストの縮減や施工現場の省力化に努めます。

④ 安全確保の実施方針

点検・診断等の結果により危険性が高いと判断される場合や損傷が著しく安全性が確保できない場合には、関係機関と調整し速やかに機能回復を図ります。

地震や大雨被害等の自然災害発生時においては、速やかに被害情報収集や関係機関との調整を行い、緊急点検・調査により二次災害（人的被害）の防止を図ります。

⑤ 耐震化の実施方針

処理場・ポンプ場の耐震化を順次進めるほか、管路の耐震化においては老朽化対策と連携して取り組むなど、効果的かつ効率的な手法により対策を講じます。

⑥ 長寿命化の実施方針

ストックマネジメント計画に基づき計画的な更新や予防保全による修繕等を実施することで、トータルコストの縮減と平準化を図ります。

⑦ 適正な規模や配置見直しの実施方針

下水道施設は県民の日常生活に欠かせない重要な施設であり、特に県が管理する流域下水道は周辺15市町村の生活排水処理を担っていることから、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、持続可能な事業経営を考慮した既存施設の集約・再編について検討を進めます。

⑧ その他

市町村と連携し下水道事業の広域化・共同化に取り組むほか、広域補完体制の構築に向けて官民出資株式会社（(株) ONE・AQITA）を設立するなど、今後も人口減少下における効果的かつ効率的なマネジメントの取組を進めます。

(6) 港湾

① 全体方針

港湾施設は、産業活動を支える重要な物流・産業の拠点であり、地域経済の中核であることから、常にその機能の維持と安全性を確保する必要があるため、適切な維持管理を行います。

一方で、施設の老朽化や社会情勢の変化を踏まえ、機能が低下した施設の機能集約やスペックの見直しを検討し、利用者ニーズに沿ったマネジメントを実施します。

② 点検・診断等の実施方針

「港湾の施設の点検診断ガイドライン（国土交通省）」や「港湾荷役機械の点検診断ガイドライン（国土交通省）」に基づき、随時点検を実施します。

目視では劣化・損傷の状況の把握が困難な箇所については、水中ドローンなどの新技術やデジタル技術等を活用することで、点検・診断等の精度を高めていきます。

国有施設と県有施設の点検や診断等の情報を同一のデータベースやサイバーポート^①により管理することで、情報共有を図るとともに、国と県が連携した効率的なマネジメントを推進します。

③ 維持管理等の実施方針

点検・診断等の結果や施設に求められる機能、ライフサイクルコスト等を踏まえて策定した「秋田県港湾施設長寿命化計画」に基づき、適切な規模や時期等を総合的に勘案した上で、維持管理情報データベースを適切に運用しながら維持管理・更新等に取り組みます。

NETIS等、新技術やデジタル技術等の活用について積極的に検討し、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

④ 安全確保の実施方針

点検・診断等の結果により、危険性が高いと判断される場合や損傷が著しく安全性が確保できない場合には、施設閉鎖措置を講じるとともに、関係機関と調整し速やかに機能回復を図ります。

地震や台風等の自然災害発生時においては、速やかに被害情報収集や関係機関との調整を行い、緊急点検・調査により二次災害（人的被害）の防止を図ります。

⑤ 耐震化の実施方針

「港湾の施設の技術上の基準・同解説（国土交通省）」で定める耐震基準を満たしていない港湾施設については、大規模地震発生時に緊急物資等の海上輸送機能を確保するため、長寿命化対策と併せて、計画的に耐震化を推進します。

⑥ 長寿命化の実施方針

個別の施設ごとに策定する維持管理計画に基づき、計画的な維持管理や予防保全による設備更新を実施することで、施設の長寿命化を図るとともに、トータルコストの縮減及び平準化を図ります。

維持管理計画を策定していない施設については、「港湾の施設の点検診断ガイドライン（国土交通省）」等に基づき策定し、修繕や更新等の長寿命化の取組を推進します。

⑦ 適正な規模や配置見直しの実施方針

港湾施設の必要性については、取扱貨物需要等の経済活動によるところが大きく、各港に策定する港湾計画に基づいて判断されることから、人口減少等の社会情勢の変化に伴う経済活動の動向を注視しつつ、当該港湾計画と連動する形で、総量抑制の取組を検討します。

^① 国土交通省が中心となって推進している、日本の港湾物流の業務効率化と生産性向上を図るためのデータプラットフォームです。従来、紙、電話、メール等で行われていた民間事業者間の港湾物流手続きを電子化することで、業務を効率化し、港湾物流全体の生産性向上を図ることを目的としています。

(7) 港湾海岸

① 全体方針

海岸保全施設は、津波、高潮、海岸浸食等の災害から人命や財産を守る重要な施設であり、常にその機能の維持と安全性を確保する必要があることから、適切な維持管理を行います。

一方で、施設の老朽化や社会情勢の変化を踏まえ、現場ニーズに合った維持管理・更新等の高度化・効率化を進め、適切なマネジメントを行います。

② 点検・診断等の実施方針

「海岸保全施設維持管理マニュアル（国土交通省、農林水産省）」等に基づき、海岸保全施設の点検や健全度調査を推進します。また、施設の定期点検や巡回パトロール等を実施することで、異常気象等による施設機能低下の早期把握に努めます。

目視では劣化・損傷の状況の把握が困難な箇所については、水中ドローンなどの新技術やデジタル技術等を活用することで、点検・診断等の精度を高めていきます。

③ 維持管理等の実施方針

点検・診断の結果や施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえた上で、長寿命化計画を策定するとともに、当該計画に基づく、修繕や更新等の取組を推進します。

健全度調査の結果等に基づき、適切な規模・時期等を総合的に勘案した上で、維持管理・更新等に取り組みます。新技術等の活用を検討し、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

④ 安全確保の実施方針

点検・診断等の結果により、危険性が高いと判断される場合や損傷が著しく安全性が確保できない場合には、関係機関と調整し速やかに機能回復を図ります。

地震や台風等の自然災害発生時においては、速やかに被害情報収集や関係機関との調整を行い、緊急点検・調査により二次災害（人的被害）の防止を図ります。

⑤ 耐震化の実施方針

海岸保全施設の技術上の基準・同解説で定める耐震基準を満たしていない港湾海岸施設については、地震発生に伴う施設の機能低下の防止のため、長寿命化対策と併せて、計画的に耐震化を推進します。

⑥ 長寿命化の実施方針

施設の老朽化や厳しい財政状況等の課題を踏まえ、効果的かつ効率的な対策を講じることを目的として、長寿命化計画を策定するとともに、当該計画に基づき、予防保全等の長寿命化に資する取組を推進することで、トータルコストの縮減や平準化を図ります。

⑦ 適正な規模や配置見直しの実施方針

人口減少等の社会情勢のほか、地形の変化などの要因により、海岸保全施設としての役割が薄れた場合においては、適正規模への見直しを図ります。

(8) 空港

① 全体方針

本県は整備新幹線が運行されていないほか、高速交通網にもミッシングリンク^①が存在することから、空港は高速・広域交通ネットワークとして重要な施設であり、常にその機能の維持と安全性を確保する必要があるため、適切な維持管理を行います。

一方で、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、今後の空港施設のあり方について検討を進めるとともに、広域ネットワークとしての機能を発揮できるよう適切なマネジメントを推進します。

② 点検・診断等の実施方針

「空港土木施設等維持管理マニュアル（案）（国土交通省）」に基づき、随時点検を行います。点検結果等については、地方管理空港の一元化データベースで管理することにより、情報共有を図るとともに、以降の維持管理・更新等に活用します。

③ 維持管理等の実施方針

点検・診断等の結果や施設に求められる機能、ライフサイクルコスト等を踏まえて策定した「秋田空港維持管理・更新計画書」や「大館能代空港維持管理・更新計画書」（以下、「個別施設計画」という。）に基づき、適切な規模や時期等を総合的に勘案した上で、維持管理・更新等に取り組みます。

④ 安全確保の実施方針

点検・診断等の結果により、危険性が高いと判断される場合や損傷が著しく安全性が確保できない場合には、速やかに施設閉鎖の措置を講じるとともに、緊急補修を実施します。

大雨被害等の自然災害、航空機事故等による人的災害の発生時においては緊急点検を実施し、施設の被害状況の把握、異常の有無及び供用の適否について速やかに確認を行います。

⑤ 耐震化の実施方針

滑走路などの既存の基本施設については、現時点で必要とされる耐震性能は確保していますが、地震発生に伴う施設の機能低下の防止のため、進入灯橋梁などその他施設についても、必要に応じて老朽化対策と併せて耐震化を効果的に実施します。

⑥ 長寿命化の実施方針

個別施設計画に基づき、計画的な維持管理や予防保全による設備更新を実施することで、施設の長寿命化を図るとともに、トータルコストの縮減及び平準化を図ります。

⑦ 適正な規模や配置見直しの実施方針

人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、他都道府県の状況や空港利用者数の推移、収支状況等を注視し、必要に応じて施設数のあり方について検討します。

^① 高規格幹線道路等の未整備区間のことです。

(9) 公園

① 全体方針

県立都市公園は、県民の多様な余暇活動・健康増進活動の拠点・憩いの場としてだけではなく、「秋田県地域防災計画」において、中央公園、北欧の杜公園が広域防災拠点に指定されるなど、災害時の広域応援活動の拠点や避難場所にもなることから、常にその機能の維持と安全性を確保する必要があるため、適切な維持管理を行います。

一方で、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、老朽化等により更新が必要な施設については、利用実態等を考慮し、集約化や機能転換・廃止を検討します。

② 点検・診断等の実施方針

「公園施設の安全点検に係る指針（案）（国土交通省）」、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」に基づき、随時点検を実施します。「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】（国土交通省）」に基づき、計画更新に伴う健全度調査を実施するとともに、都市公園台帳としても利用可能な健全度調査票を作成することで、公園施設の状態を台帳管理します。

③ 維持管理等の実施方針

点検・診断等の結果や施設に求められる機能、ライフサイクルコスト等を踏まえて策定した「秋田県都市公園施設長寿命化計画」に基づき、適切な規模や時期等を総合的に勘案した上で、維持管理・更新等に取り組みます。

④ 安全確保の実施方針

点検・診断等の結果により、危険性が高いと判断される場合や損傷が著しく安全性が確保できない場合には、速やかに使用中止等の応急対策を講じるとともに、利用状況に応じて機能回復を検討します。

大雨被害等の自然災害の発生時においては公園利用者の安全確保、関係者への通報、公園利用の禁止又は制限等の必要な処置を講じます。

⑤ 耐震化の実施方針

既存施設については、「建築物の耐震補修の促進に関する法律」や「県有建築物の耐震改修実施方針」の基準により、耐震改修を要する施設はないものの、施設の利用実態等を踏まえ、今後、耐震性能が必要と判断される場合においては、適宜耐震診断や改修等の取組を実施します。

⑥ 長寿命化の実施方針

長寿命化計画に基づき、機能保全に支障となる劣化や損傷を未然に防止する予防保全型管理などの長寿命化に資する取組を推進することで、トータルコストの縮減及び平準化を図ります。

⑦ 適正な規模や配置見直しの実施方針

公園施設の利用実態を踏まえ、施設の集約化を検討していくとともに、利用実態が少ない施設については、運営協議会や利用者アンケートの意見を参考に、適宜機能転換・廃止を検討します。

併せて、長寿命化計画の更新は、施設の統廃合によるトータルコストの縮減や平準化について検討します。

(10) 農業水利施設

① 全体方針

農業が持続的に発展し、食料の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たしていくためには、水源を確保して適切な時期に必要な量の農業用水を農作物に供給するとともに、その生育を阻害しないよう適切に排水する農業水利施設が持続的に安定して機能していることが不可欠であることから、施設機能が安定的に発揮されるよう、適切に機能保全を図ります。

また、人口減少等により農業水利施設等の管理を担う人員の確保が困難となっていく中においては、最新の技術的な知見を踏まえつつ、維持管理の効率化等を通じて、施設の持続的な機能保全を図ります。

② 点検・診断等の実施方針

「農業水利施設の機能保全の手引き（農林水産省）」や「農業水利施設の長寿命化のための手引き（農林水産省）」等に基づき、施設管理者等による日常管理における点検や定期的な機能診断を実施します。

③ 維持管理等の実施方針

農業者の高齢化・減少のほか、農業水利施設の老朽化が進む中でも、その機能が安定的に発揮されるよう、地域農業の現状及び今後の展開方向等を踏まえた将来の機能保全コストの最小化と平準化を図ります。

④ 安全確保の実施方針

点検・診断等の結果により、危険性が高いと判断される場合や損傷が著しく安全性が確保できない場合には、施設管理者と連携して、機能回復に向けた施設の補修・更新等の応急対策を速やかに講じます。

大雨被害等の自然災害の発生時においては、国や市町村、土地改良区等と連携して、被害状況の把握に努めるとともに、速やかな復旧を図ります。

⑤ 耐震化の実施方針

農業水利施設に求められる耐震性能については、防災上の観点等により異なり、既存施設については現時点で必要とされる性能は確保していますが、ため池や防災ダムについては、診断結果に応じて、必要な耐震化対策を実施しています。

⑥ 長寿命化の実施方針

長寿命化に資する農業水利施設の補修・更新等に当たっては、点検・診断等の結果に基づき、施設造成者が個別施設ごとに機能保全計画等を策定し、施工性や経済性を考慮した適切な対策工法により、計画的に実施します。

⑦ 適正な規模や配置見直しの実施方針

基幹的農業水利施設は地域農業に不可欠であるほか、多くの農業水利施設は土地改良区等が所有・管理していることから、施設の総量抑制に当たっては、地域農業や土地利用の変化等に考慮しながら、関係機関と調整の上、方向性を整理します。

(11) 漁港

① 全体方針

漁港は漁業生産活動の拠点であるとともに漁村地域の集落機能を形成する上で必要不可欠な社会資本であり、恒常的な機能維持と安全の確保を図る必要があることから、適切な維持管理を行います。

一方で、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、適切な時期に今後の漁港施設の維持管理のあり方について検討を行います。

② 点検・診断等の実施方針

漁港として適切な機能を持続的に発揮していくため、「水産基盤施設の維持管理点検マニュアル（農林水産省）」に基づき、各漁港に年1回程度の定期的な点検・診断等を実施し、その結果を健全度評価として区分・整理します。このほか、地震や津波等への対策についても、早急な機能診断を実施した上で、「水産物生産・流通拠点漁港における主要な岸壁・防波堤の機能強化計画」を策定します。これらの点検・診断等の情報については、一元的にシステム等により記録・整備することで、維持管理のメンテナンスサイクルを構築します。

③ 維持管理等の実施方針

点検・診断等の結果により区分・整理した健全度評価のほか、施設の重要度や機能不全に陥った場合の影響度等を総合的に勘案した上で、予防保全を原則とした維持管理・更新等の取組を推進します。

維持管理・更新等の実施に当たっては、新技術・デジタル技術等の推進やライフサイクルコストの縮減が図られる工法の選定など、県民負担の削減を踏まえた取組を推進します。

④ 安全確保の実施方針

漁船や漁業者等の安全確保に必要な施設整備を行うほか、点検・診断等により危険度が高いと判断される施設について機能強化対策を早急に実施するなど、事前防災への取組を推進します。地震等の自然災害により漁港施設が被災した場合は、「漁港・漁場・漁村の災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定」に基づき、関係機関への協力要請等を行い、迅速な対応と早急な復旧を図ります。

⑤ 耐震化の実施方針

地震災害発生時には、漁業者等の安全確保のほか、緊急物資の海上輸送やアクセスルートの確保等が重要となることから、長寿命化対策と併せて、耐震・耐津波に備えた施設の機能強化対策を計画的に実施します。

⑥ 長寿命化の実施方針

漁港施設ごとの機能保全レベルに基づく健全度や緊急性のほか、費用対効果、コストの平準化などを総合的に勘案し、長寿命化対策の必要性について判断します。対策の実施に当たっては、長期的な視野に基づく予防保全の考え方の下、特定の時期に対策工事が集中する場合には、優先順位を検討するなど、効率的かつ計画的な取組を推進します。

⑦ 適正な規模や配置見直しの実施方針

人口減少等の社会情勢の変化や漁港の利用状況等を注視した上で、今後の施設のあり方について、検討を進めていきます。

(12) 漁港海岸

① 全体方針

海岸保全施設は、津波、高潮、海岸浸食等の災害から人命や財産を守る重要な施設であり、常にその機能の維持と安全性を確保する必要があることから、適切な維持管理を行います。

一方で、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、適切な時期に今後の海岸保全施設の維持管理のあり方について検討を行います。

② 点検・診断等の実施方針

「海岸保全施設維持管理マニュアル（国土交通省、農林水産省）」等に基づき、海岸保全施設の点検や健全度調査を推進します。また、施設の定期点検や巡回パトロール等を実施することで、異常気象等による施設機能低下の早期把握に努めます。

③ 維持管理等の実施方針

健全度調査の結果等に基づき、適切な規模・時期等を総合的に勘案した上で、修繕工事を実施します。また、施設台帳の整備により、海岸保全施設の情報を整理・蓄積・更新することで、施設の状況把握及び適切な維持管理を行います。

④ 安全確保の実施方針

点検・診断等の結果により、危険性が高いと判断される場合や損傷が著しく安全性が確保できない場合には、周囲への影響を最小限に抑える措置や安全施設の設置等の応急対策を検討するとともに、優先して機能回復を図ります。

大雨被害等の自然災害の発生時においては、「漁港・漁場・漁村の災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定」に準じ、関係機関への協力要請等を行い、迅速な対応と早急な復旧を図ります。

⑤ 耐震化の実施方針

既存施設については、現時点で必要とされる耐震性能は確保していますが、地震発生に伴う施設の機能低下の防止のため、補修（改良）や更新（新設）の場合など、必要に応じて耐震化を老朽化対策と併せて効果的に実施します。

⑥ 長寿命化の実施方針

点検・診断の結果や施設に求められる機能、ライフサイクルコスト等を踏まえて策定した「秋田県海岸保全施設長寿命化計画」に基づき、予防保全型の老朽化対策への転換と新技術の活用等による施設点検や施工・維持管理の効率化・省力化などの長寿命化に資する取組を推進することで、トータルコストの縮減及び平準化を図ります。

⑦ 適正な規模や配置見直しの実施方針

人口減少等の社会情勢のほか、地形の変化などの要因により、海岸保全施設としての役割が薄れた場合においては、適正規模への見直しを図ります。

(13) 森林整備施設

① 全体方針

治山施設は、森林の維持・造成を通じて山地等に起因する災害等から地域の安全・安心の確保を図るための施設であり、将来にわたりその機能を確保する必要があることから、適切な維持管理を行います。

一方で、将来的な県財政状況や人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、適切な時期に今後の治山施設の維持管理のあり方について検討を行います。

② 点検・診断等の実施方針

「秋田県治山施設長寿命化計画」に基づき、各治山施設の破損等の変状や経年劣化の健全度、施設周辺の森林現況等を把握するための定期点検を計画的に行うとともに、点検結果に基づき、その程度に応じて施設全体の健全度を4つの判定区分に診断します。

また、点検・診断の結果や治山台帳などの対策の履歴等の情報を的確に記録・更新することで、効果的かつ効率的な「メンテナンスサイクル」を構築していきます。

③ 維持管理等の実施方針

点検・診断の結果、対策が必要と判断される場合は、施設の補修や更新、機能強化等の対策を適時・適切に実施します。

当該対策に当たっては、保全対象との位置関係や重要度等により、優先度を判定し、その優先度の高い施設から実施することで、維持管理・更新等に係るコストの縮減や平準化を図ることとします。

④ 安全確保の実施方針

定期的な点検・診断の確実な実施により、施設の損傷や老朽化等の早期発見に努め、機能の保全や安全の確保を図ります。長寿命化計画に基づく、施設の修繕（補修）、更新（新設）に計画的に取り組むほか、周辺環境の変化に応じた既存施設の機能強化を図ります。

大雨等に起因する自然災害の発生時においては、山地災害等の被害状況の早期把握に努め、治山施設が被災した場合は、災害復旧事業等により被災した施設を原形復旧します。

⑤ 耐震化の実施方針

既存施設で耐震化の改修が必要となるものは無いものの、定期的な点検・診断を通じて、施設の健全性を確認し、地震による施設の倒壊等を未然に防止します。

⑥ 長寿命化の実施方針

長寿命化計画に基づき、予防保全等による計画的な修繕（補修）や更新（新設）等に取り組むことで、施設の長寿命化を図ります。

一方で、治山施設は設置された環境によっては、耐用年数を経過してもなお、十分に機能を発揮している施設もあることから、個別施設の状態や費用対効果などを総合的に勘案し、更新又は長寿命化対策を実施します。

⑦ 適正な規模や配置見直しの実施方針

今後の人囗減少等の社会情勢の変化に伴い、保全対象が消滅するなど、森林整備施設としての役割が薄れた場合においては、適正規模への見直しを検討します。

(14) 交通安全施設

① 全体方針

交通の安全と円滑の確保には、交通安全施設の継続的な機能維持が不可欠であることから、適切な維持管理を行います。

一方で、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、必要性が低下した交通安全施設を撤去するなど、総量抑制の取組を推進します。

② 点検・診断等の実施方針

信号機及び大型交通標識については、年1回の定期点検のほか、臨時点検や消雪期・入学期・異常気象後等における特別点検を行います。

また、信号機については、別途保守委託業者による点検も行うことで、安全性の確保に努めます。

点検結果については、交通規制情報管理システムにより管理し、維持管理のPDCAサイクル（メンテナンスサイクル）を構築します。

③ 維持管理等の実施方針

点検結果のほか、国が定める減耗基準や実際にあった落下事案等を総合的に勘案し、計画的な更新に取り組むことで、更新費用の平準化に努めます。

信号灯器の更新に当たって、電球方式からLED方式に切り替えるなど、更新時点において効果的かつ効率的な手法等を検討することで、トータルコストの縮減を図ります。

④ 安全確保の実施方針

点検結果等により危険性が高いと判断される場合や、損傷が著しく安全性を確保できないと判断された場合には、速やかに修繕等の応急対策を講じるとともに、更新順位の前倒しや撤去等の安全対策の措置を講じることで、交通への甚大な障害を及ぼすことのないよう対処し、交通の安全と円滑化を確保します。

また、災害応急対策を行う拠点にアクセスする道路上の信号機に、電源付加装置を設置して停電対策を行うなど、自然災害の発生を想定した取組を推進します。

⑤ 耐震化の実施方針

交通安全施設の耐震基準は示されていませんが、災害拡大防止のために行う応急対策において重要なインフラ施設であることから、点検時に腐食等による倒壊や落下の恐れのある施設については、長寿命化対策と併せて取組を実施します。

⑥ 長寿命化の実施方針

メンテナンスサイクルを構築し、その結果をデータベース化することで、故障、機能低下及び倒壊等を未然に防止します。また、信号柱の材質をコンクリートから鋼管に変更するなど、より強度の高い材質や更新基準の長い製品への変更を行います。

⑦ 適正な規模や配置見直しの実施方針

道路事情や学校の廃校等に伴う交通量の変化により、設置当時と比較して必要性が低下した信号機については、撤去を進めるほか、大型交通標識については原則新設を行わず撤去を進め、交通安全施設の総量抑制の取組を推進します。

(15) 電気事業施設

① 全体方針

電力は、県民の生活と地域経済を支える重要な社会基盤であり、安定供給が不可欠となります。また、2050 年のカーボンニュートラル^①実現に向けて、再生可能エネルギーである水力発電所を適切に維持管理することで、脱炭素社会への貢献を目指します。

一方で、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえると、効率的かつ持続可能な事業運営がより一層求められることから、デジタル技術の積極的な導入や、施設の長寿命化と省力化を推進し、安定的な事業継続を目指します。

② 点検・診断等の実施方針

「秋田県電気事業保安規程」に基づき定期的な点検・巡視を実施します。今後は、AI や IoT などの最新技術を活用したスマート保安を導入することで、効率化を図るとともに、より高度な予防保全体制を確立し、設備の状態把握と異常の早期発見に努めます。

③ 維持管理等の実施方針

点検や診断等の結果を踏まえ、施設の維持管理・更新等に取り組みます。改修に当たっては、施設全体の経過年数や状態、収支バランス等を総合的に勘案し、個別の改修と設備全体を含めた一括での改修を比較検討した上で実施します。

④ 安全確保の実施方針

点検や診断等の結果、安全性に問題があると判断された場合には、必要に応じて発電機の運転を停止するとともに、緊急的な修繕を実施するなど、必要な措置を講じます。

大雨被害等の自然災害の発生時においては、令和 6 年度に締結した「電気事業災害協定」に基づき、発電所近隣の企業と連携した被害の拡大防止と被災施設の早期復旧のための取組を推進します。

⑤ 耐震化の実施方針

地震等により、施設の安全性が確保できないと判断した場合は、「水力発電設備の耐震性能照査マニュアル（経済産業省）」で定める照査を行い、長寿命化対策と合わせて状況に応じた耐震化を図ります。

⑥ 長寿命化の実施方針

施設の改修に当たっては、油圧・空圧機器の電動化や、軸受けの空冷化に取り組むなど、性能や保守性の向上による運用コストの削減を図ることで、長期にわたる安定的な発電に取り組みます。

⑦ 適正な規模や配置見直しの実施方針

2050 年のカーボンニュートラル実現に向けて、再生可能エネルギーである水力発電の開発を推進していく方針ではありますが、今後の人口減少や電気需要の推移等を踏まえた電気事業施設のあり方について、引き続き検討を行います。

^① 2050 年までに温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることで排出を全体としてゼロにすることです。

(16) 工業用水道事業施設

① 全体方針

工業用水道は重要な産業インフラであり、県の産業振興を図る上で安定供給が不可欠であることから、適切な維持管理を行います

一方で、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえると、効率的かつ持続可能な事業運営がより一層求められることから、デジタル技術の積極的な導入や、施設の長寿命化と省力化を推進し、安定的な事業継続を目指します。

② 点検・診断等の実施方針

「秋田県秋田工業用水道自家用電気工作物保安規程」等に基づく定期的な点検・巡視のほか、指定管理者による日常的な巡視等により、施設や設備の現状把握や異常箇所の早期発見に努めます。

点検・診断等に当たっては、従前の点検手法のほか、ドローン等による新たな点検方法の導入を検討するなど、効率的に業務を推進します。

③ 維持管理等の実施方針

点検や診断等の結果のほか、施設の耐用年数や劣化状況等を適正に判断した上で、予防保全による施設の機能保全や機能回復に努めます。

施設の修繕・改良に当たっては、機能性や耐久性などについて十分に検討を行い、計画的に実施することにより、コストの縮減・平準化を図ります。

④ 安全確保の実施方針

点検・診断等の結果により安全性に支障をきたすと判断された場合は、ユーザーへの給水停止等を行うとともに、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。また、災害により被災した場合は、「秋田工業用水道送配水管路施設災害復旧要綱」等に基づき、その拡大防止と速やかな復旧を図ります。

障害の未然防止と発生時の初動対応やその重要性について、指定管理者等との共同災害訓練を通じた情報共有の迅速化により危機管理に努めます。

⑤ 耐震化の実施方針

災害時においても早期の工業用水供給が行えるよう、新設する施設は全てレベル 2 地震動に対応させるとともに、既設の施設においても、長期改良計画の中で耐震化を図ります。

⑥ 長寿命化の実施方針

定期的な点検により劣化・損傷の程度や原因を把握し、予防保全等による計画的な維持管理、設備更新を行うことで、施設の長寿命化を図ります。

⑦ 適正な規模や配置見直しの実施方針

将来的な人口減少や産業構造の変化を見据え、中長期的な視点から給水需要の動向を予測し、需要に見合った施設規模への適正化を図り、安定供給の両立を目指します。

第5章 個別施設計画

- 公共施設等の所管部局は、所管する省庁が示す指針等や第2期計画等に基づき、個別施設ごとに実施計画（個別施設計画）を策定し、効果的かつ効率的なマネジメントを推進します。
- 個別施設計画の作成対象施設は次のとおりとします。
 - ・公共施設等（インフラ施設を除く）は、施設の延べ床面積が200m²超の施設
 - ・インフラ施設は、それぞれの所管する省庁が示す指針等に基づく施設
- 個別施設計画は、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2期 あきた公共施設等総合管理計画
(令和8年3月策定)

秋田県総務部行政経営課
〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
TEL:018-860-1053 FAX:018-860-1056
E-mail:gyousei@pref.akita.lg.jp